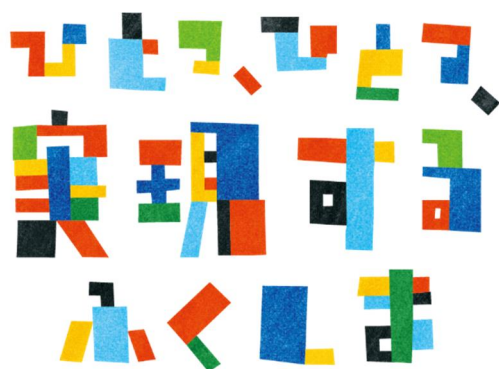


ふくしまの復興・創生に向けた 提案・要望



令和7年6月6日

福島県

東日本大震災と原子力災害から14年余りが経過する中、特定帰還居住区域では避難指示解除に向けた除染等の取組が進められております。

また、昨年度は、複合災害の教訓等を学ぶホープツーリズムの参加者数が過去最多となったほか、今夏には、ふくしま復興再生道路の「小名浜道路」が開通するなど、当県は、復興への歩みを着実に進めております。

一方で、今もなお2万人を超える県民が避難生活を余儀なくされているほか、避難地域の復興・再生、廃炉と汚染水・処理水対策、風評と風化の問題に加え、復興の進捗に伴って生じる新たな課題やニーズへの対応など、当県はいまだ原子力災害に起因する多くの困難を抱えております。

さらに、度重なる自然災害からの復旧や長期化する原油価格・物価高騰に加え、急激に進む人口減少への対応など、全国的な課題にも同時に対処していく必要があります。

このような中、国においては、今年2月に新たなエネルギー基本計画を閣議決定されました。原子力政策を含むエネルギー政策については、当県における過酷な原発事故の現状と教訓を踏まえ、安全・安心を最優先に考えながら、国民の理解を深めていくことが、福島県の復興に向けた取組に対する信頼にもつながります。

当県といたしましては、引き続き、「原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」を基本理念に掲げ、全力で復興に向けた挑戦を続けてまいります。

今年度は第2期復興・創生期間の最終年度となりますが、原子力災害の影響は現在進行形で続いており、世界に類を見ない困難を抱える福島の復興は、今後も長く厳しい戦いが続きます。

このため、第2期復興・創生期間後も中長期にわたり、切れ目なく安心感を持って復興への挑戦を続けることができるよう、十分な財源や復興を支える制度の確保、さらには、進捗状況に応じたきめ細かな対応が不可欠であります。

国におかれましては、県や市町村の声を真摯に受け止め、福島復興再生特別措置法に掲げる責務を果たすとの強い決意の下、最後まで責任を持ち、総力を挙げて福島の復興と地方創生の推進に取り組んでいただきますよう、次のとおり要望いたします。

令和7年6月6日

福島県知事 内堀雅雄

目 次

<全般的事項>

- I 第2期復興・創生期間以降における復興の更なる加速化・・・1

<個別事項>

- II 避難地域・浜通りの復興・再生・・・・・・・・・・6
- III 福島イノベーション・コースト構想の推進、新産業の創出
・・・・・・・・・・18
- IV 原子力発電所事故への対応・・・・・・・・・・36
- V 風評払拭・風化防止対策の強化・・・・・・・・・・48
- VI 県民の健康と安全・安心を守る取組・・・・・・・・・・53
- VII 産業再生、インフラ整備の推進・・・・・・・・・・60
- VIII 地方創生・人口減少対策の推進等・・・・・・・・・・69
- 省庁別索引・・・・・・・・・・75

＜全般的事項＞

I 第２期復興・創生期間以降における復興の更なる加速化

1 復興に向けた総合的な施策の推進

【内閣官房、内閣府、警察庁、復興庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

当県の原子力災害からの復興・再生は、被災者の生活再建、商工業や農林水産業の再開など産業・生業の再生、医療・福祉・教育環境の整備・充実、治安対策の強化、インフラ整備などの避難地域の復興・再生や、除染の推進、除去土壌等の県外最終処分、廃炉と汚染水・処理水対策、風評払拭・風化防止対策、福島イノベーション・コースト構想の推進、再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現、新たな産業の創出、企業立地の促進などの産業の自律的発展に向けた基盤づくり等、多岐にわたっており、今後も中長期にわたってあらゆる挑戦を粘り強く続けていかなければならない。

こうした中、当県の更なる復興・再生に向けては、その要である福島復興再生特別措置法や、同法に基づく福島復興再生基本方針及び福島復興再生計画における取組等を推進していくことが不可欠であり、福島１２市町村の将来像提言や福島県総合計画等で示された目指すべき将来の姿の実現を図る必要がある。

国は、福島復興再生特別措置法に規定されるとおり、福島の復興及び再生は国の社会的な責任を踏まえて行われるべきものであること、原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策を総合的に策定し、継続的かつ迅速に実施する責務を有することを改めて認識し、原子力災害からの復興・再生が実現するまで、引き続き、当県特有の深刻化・複雑化する課題等に対して、現場の実情に応じてきめ細かく対応し、当県の復興に前面に立ち最後まで責任を持って取り組むこと。

その上で、今後も中長期にわたる継続的な取組に加え、復興の進捗に伴って生じる新たな課題やニーズへの対応を力強く進めていくことが不可欠である中で、次の５年間は、福島イノベーション・コースト構想や福島新エネ社会構想を更に発展させながら、いまだ進行形である避難者の帰還や生活環境の整備、産業・生業の再生等を一層進めなければならない、極めて重要な期間となることから、これまで以上の取組が必要となる。

このため、「『第２期復興・創生期間』以降の東日本大震災

からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等」において、「福島県については、県や市町村が進めている事業を十分に確保した上で、次の5年間の全体の事業規模が今の5年間に十分に超えるものと見込まれ、事業の実施に必要な財源を確保する」とされていること、また、税制改正大綱において、「息の長い取組みをしっかりと支援できるよう、東日本大震災からの復旧・復興に要する財源については、引き続き、責任を持って確実に確保する」とされていること等を遵守し、地元の声を丁寧に聞きながら復興需要を把握した上で、今後も切れ目なく安心感を持って復興への挑戦を続けるため、現下の物価高騰等の状況も的確に反映するとともに、復興特別会計等による予算措置を継続し、令和8年度予算はもとより、中長期にわたり必要となる十分な財源と枠組み、税制特例を始めとした復興を支える制度を引き続き、しっかりと確保すること。

「『第2期復興・創生期間』以降の東日本大震災からの復興の基本方針」の見直しに当たっては、復興に向けて必要となる取組を十分に盛り込んだ上で、確実に実行すること。

あわせて、当県は、東日本大震災からの復興・再生に加えて、急激に進む人口減少を始め、度重なる自然災害からの復旧や長期化する原油価格・物価高騰などの課題にも同時に対処しなければならず、他の都道府県には無い困難な対応が引き続き求められていることから、復興・創生が遅滞することがないように、引き続き人的・財政的に十分な対応を行うこと。

いまだ諸外国における当県産農林水産物等の輸入規制措置が続いているなど、原子力災害による影響は、現在進行形で県内全域に及んでいることに加えて、福島第一原子力発電所の廃炉が完了するまで、新たな風評が生じる懸念は払拭できず、風評・風化対策にしっかりと取り組んでいかなければならない。国においては、復興庁が司令塔となって、関係省庁と連携し、当県における原子力災害という特殊事情を十分踏まえ、地元の声にしっかりと耳を傾け、「現場主義」を徹底し、福島復興・再生に向けた取組を県内全域にわたり一体的・中長期的に推進すること。

2 交付税、基金、交付金等に係る財源措置、地方一般財源総額の確保等

【内閣府、こども家庭庁、復興庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

(1) 震災復興特別交付税措置の継続

令和8年度以降においても復旧・復興事業が終了するまでの期間、復興の進捗により生じる新たな課題への対応を含む復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、直轄・補助事業に係る地方負担分、補助対象とならない地方単独事業の負担分、さらには、地方税等の減収分に対して、引き続き、震災復興特別交付税により確実に措置すること。

(2) 普通交付税算定の特例措置の継続

令和8年度以降の普通交付税の算定においては、令和7年国勢調査等の調査結果（人口等）が測定単位となるが、避難地域12市町村では、原子力発電所事故の影響等により、いまだ住民の帰還が進んでいない状況である。

このため、令和7年国勢調査における人口等を測定単位として普通交付税を算定した場合、行財政運営に支障を来すおそれがあることから、普通交付税算定の特例措置を継続すること。

(3) 福島再生加速化交付金の予算確保等

地域により復興のステージが異なる中、全ての被災地域が原子力災害からの復興を成し遂げるため、福島の復興加速を目的とする生活環境向上等対策（帰還・移住等環境整備交付金）、長期避難者の生活拠点整備（コミュニティ復活交付金）、子育て世帯の帰還・定住支援（こども元気復活交付金）等を推進する福島再生加速化交付金について、長期的かつ十分な予算を確保すること。

特に、帰還・移住等環境整備交付金について、移住希望者のニーズに応じた効果的な支援を行うため、移住・定住促進事業を継続するとともに、面整備事業と一体的に施工すべき道路事業の対象要件の緩和など、運用の弾力化を図ること。

あわせて、住民帰還や移住等の復興の進捗に伴って生じる新たな課題等に対して適時的確に対応できるよう、制度を拡充するなど、柔軟で使いやすい仕組みとすること。

また、福島生活環境整備・帰還再生加速事業については、引き続き、避難指示により甚大な影響を受けた生活環境の回復・補完が必要であることから、地元の意向を踏まえながら、十分な予算を確保すること。

(4) 被災者支援総合交付金の予算確保等

避難生活の長期化や復興公営住宅等への移転後のコミュニティ形成、被災者の心身や子どもの体力の回復など、各地域の被災者を取り巻く課題に適切に対応するため、見守り・相談支援、交流機会の提供、心のケア、子どもから高齢者までの健康回復、避難者に対する情報提供等の様々な施策により、被災者の生活再建のステージに応じた切れ目のない支援を継続していく必要があることから、被災者支援総合交付金について、被災者の実情を踏まえた柔軟な運用を行うとともに、長期的かつ十分な予算を確保すること。

(5) 地方の安定的な財政運営に係る財源の確保

度重なる自然災害からの早期復旧や長期化する原油価格・物価高騰、人件費の増加など、広範かつ多額な財政需要への対応が求められる中、復興・再生を着実に進めるには、国庫負担はもとより、安定的な財政基盤が重要であることから、「経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太方針2024）」等に基づき、令和8年度以降においても地方一般財源総額を確実に確保し充実させること。

また、更なる基礎控除等の引き上げや、いわゆるガソリンの暫定税率廃止が行われる場合には、地方税の減収や地方交付税原資の減など、地方財政に大きな影響が生じることから、地方の安定的な住民サービスの提供に支障を来さないよう、十分に考慮し対応を検討すること。

あわせて、消費税については、社会保障制度の基盤として果たしている役割や、日々住民と接しながら行政サービスを提供している地方への影響等を十分に考慮し、将来世代の負担に十分配慮した丁寧な議論を行うこと。

3 復興に向けた人員確保

**【内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、国土交通省】**

当県は、原子力災害の持つ特殊性により長期にわたる人員確保が不可欠であることから、国においては、全国知事会、全国市長会、全国町村会等と連携を図りながら県や避難地域12市町村を始めとする市町村の人員確保に対する支援を充実させるとともに、国や独立行政法人から中長期的な職員派遣等を行うこと。

また、派遣職員の受入れ経費や震災対応のために職員の採用を行った場合の人件費等の経費について、原子力災害の極めて深刻かつ特殊な被害と影響への対応が長期にわたらざるを得ないことを十分に踏まえ、復旧・復興事業が終了するまでの期間、引き続き全額を震災復興特別交付税等により確実に措置すること。

＜個別事項＞

Ⅱ 避難地域・浜通りの復興・再生

4 避難地域の復興実現

【内閣府、こども家庭庁、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

原子力災害が続く中、近年避難指示が解除され、ようやく復興のスタートラインに立ったばかりの地域がある。また、避難指示解除から期間が経過した地域であっても、避難指示が出されていたことによる影響が継続している。こうした状況から、避難地域12市町村では依然として帰還が進まず、震災前と比べて大幅な人口減少・高齢化といった課題に直面しており、既に帰還を遂げた住民の生活環境はもとより、帰還・移住の促進に向けた環境整備をこれまで以上に強力に進めることが不可欠である。

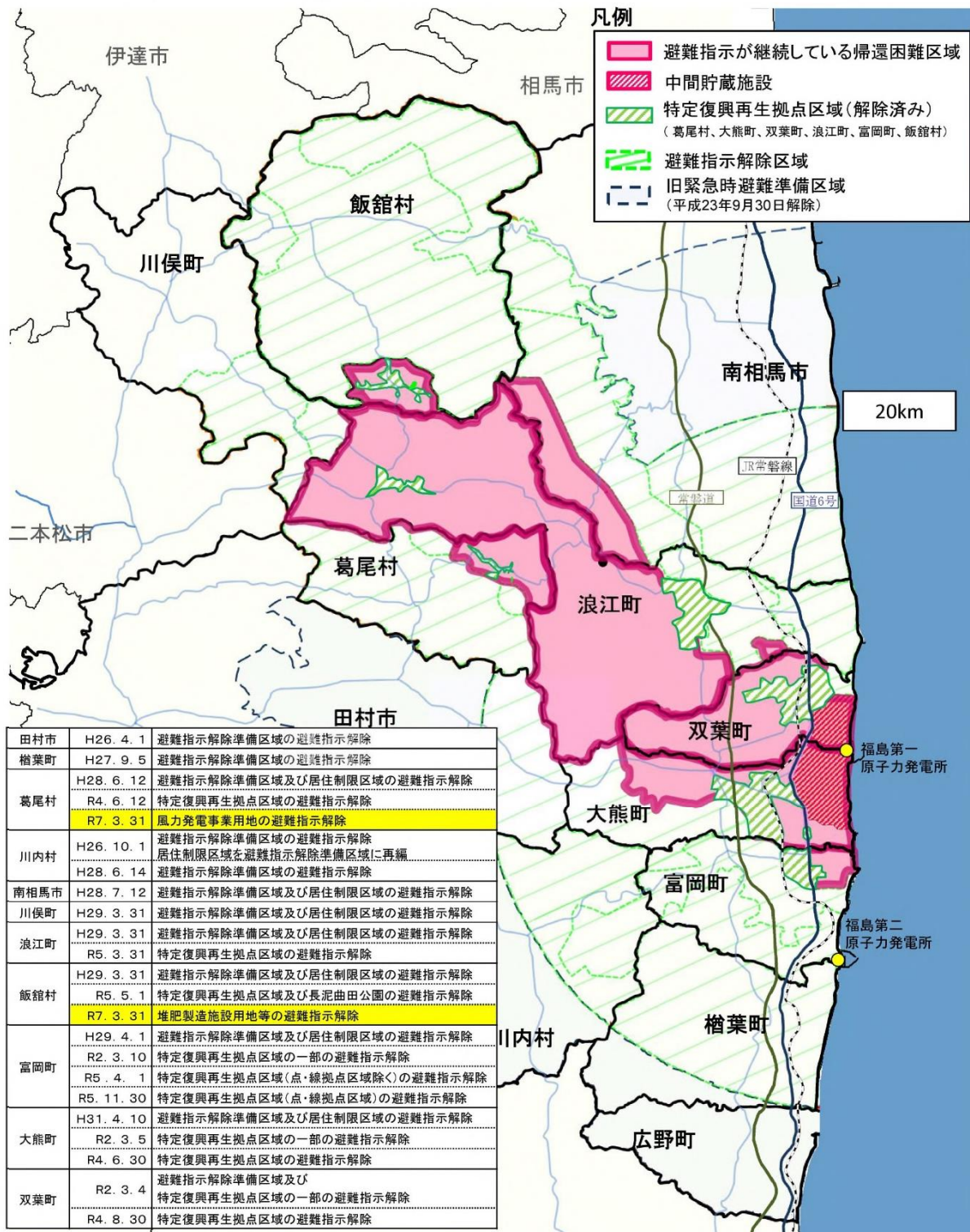
避難地域の復興においては、帰還困難区域の再生のほか、避難指示が解除された地域の住宅・賃貸住宅の新築・改修の促進や宅地造成などの住宅環境はもとより、医療・介護・福祉、子育て、教育、交通、買い物、防犯、荒廃抑制、鳥獣被害対策、情報通信等の生活環境整備や、商業施設の運営支援、物流機能の回復、営農再開の加速化、産業・生業の再生、新産業の創出、移住・定住の促進、交流人口・関係人口の拡大、魅力あるまちづくり、地域コミュニティの再生など、年齢や性別等を問わず、住民が安心して支障なく暮らせるよう生活環境を充実させる必要がある。

また、いまだ避難指示区域が存在している自治体があるほか、避難指示が解除され、日々復興に取り組んでいる自治体においても、ステージに応じた新たな課題に直面しているなど、自治体ごとに復興の進捗が大きく異なっており、それぞれの実情を踏まえた対応が求められている。

このため、原子力災害における国の責務として、中長期的な財源を確実に確保し、被災自治体への人的支援を継続するとともに、様々な機会において地元の意見を丁寧に聞きながら、新たな課題にしっかりと対応し、福島12市町村の将来像の具現化に向けた中長期的な取組を支援すること。

避難指示区域の概念図

令和7年3月31日時点 飯館村及び葛尾村の土地活用に向けた避難指示解除後



5 帰還困難区域の復興・再生

【内閣府、復興庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

特定復興再生拠点区域について、避難指示解除後も引き続き、特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づく拠点づくりを確実に進めるために必要な予算を十分に確保するとともに、それぞれの地域の実情に応じた拠点区域の整備に取り組むことができるよう支援すること。

また、特定帰還居住区域について、避難が長期化したことによる住民の個別の事情や地元自治体の意向を十分に踏まえながら、特定帰還居住区域復興再生計画に基づき、早期の避難指示解除に向けた除染等の確実な実施に加え、インフラ整備や営農再開に向けた取組等をきめ細かに支援し、帰還意向のある全ての住民が一日も早く帰還できるよう責任を持って取り組むこと。

さらに、両区域外の残された土地・家屋等の扱いや森林・農村の適切な保全、避難指示の長期化に伴い経年劣化が進んでいる道路・河川等の施設更新等の課題について、引き続き、地元自治体と真摯に協議を重ね、その意向を十分に踏まえながら、帰還困難区域全てを避難指示解除し、復興・再生に最後まで責任を持って取り組むこと。

6 避難地域等の事業・生業の再生

【内閣府、復興庁、農林水産省、経済産業省、中小企業庁】

(1) 被災事業者等の支援

避難地域12市町村における商工業や農林水産業等の事業・生業の再建に向けては、公益社団法人福島相双復興推進機構（福島相双復興官民合同チームの中核組織）が事業者の個別訪問等を通じて、課題に合わせた活動支援を強化しているところであり、引き続き、国が主体的に関与し、同機構に対する継続的な支援を確実に実施すること。

あわせて、原子力災害被災事業者事業再開等支援事業及び原子力災害被災地域創業等支援事業について、令和8年度以降も事業を継続するとともに、十分な予算を確保すること。

特に、特定復興再生拠点区域等における事業再開や創業を促進するため、地域の実情を踏まえた支援策を継続すること。

また、需要喚起や帰還促進のための事業再開・帰還促進事業について、令和8年度以降も継続するとともに、十分な予算を確保すること。

さらに、被災地域12市町村の事業者の自立や生業の再建に向けた取組は、原子力災害が続く中で、地域によってニーズや課題が多様化・複雑化していることから、商工会議所・商工会の広域的な連携強化事業について、令和8年度以降も継続するとともに、十分な予算を確保すること。

(2) 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業の継続

中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（いわゆるグループ補助金）について、避難地域12市町村においては、避難指示区域の解除に伴い現地に帰還して復旧に着手する事業者が見込まれることから、令和8年度以降も事業を継続するとともに、十分な予算を確保すること。

7 避難地域の営農再開に向けた支援

【復興庁、農林水産省】

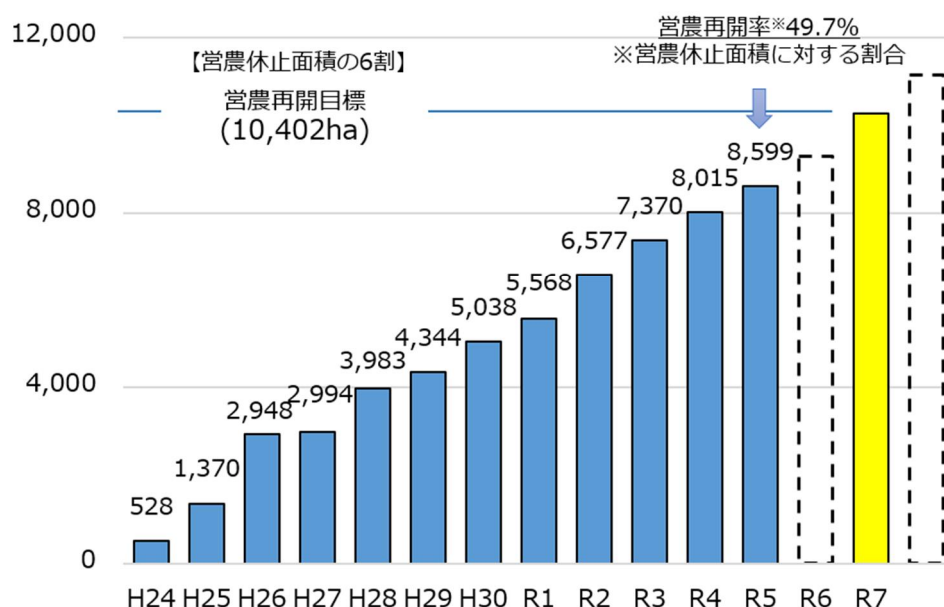
東日本大震災から14年が経過し、避難指示解除が早かった地域を中心に営農再開が着実に進みつつある一方、避難指示解除が遅かった地域では営農再開が十分に進んでおらず、帰還困難区域では特定復興再生拠点区域で営農再開がようやく進み始めた段階にあるなど、それぞれの地域で進捗が大きく異なる。

避難地域の農業の復興・創生は、様々な主体との連携の下、持続的な営農を展開できる産地を復興のステージに関わらず広域的に形成し、地域の特色ある成長産業として発展させていくことが重要であり、令和8年度以降も営農再開と競争力のある産地化に向けた取組をハードとソフト両面から一体的に推進する必要があることから、弾力的な制度運用や十分な財源確保を行うこと。

特に、営農再開関連事業（福島県営農再開支援事業、原子力被災12市町村農業者支援事業及び福島県高付加価値産地展開支援事業）について、避難地域の営農再開の状況に応じてきめ細やかに支援できるよう、十分な予算確保や制度運用の改善を行うこと。

また、被災地域農業復興総合支援事業について、十分な予算を確保するとともに、市町村を越えた広域的な産地形成に向け、農業団体等が実施主体となれるよう、運用の改善を行うこと。

避難地域の営農再開目標



8 避難地域等の鳥獣被害対策の推進

【復興庁、農林水産省、環境省】

(1) 生活環境整備に向けた鳥獣被害対策の推進

イノシシ等の市町村をまたいで移動する野生鳥獣に対しては、避難指示の解除に伴い、県や市町村の対策範囲が拡大し、広域的な対策がこれまで以上に重要であることから、引き続き、避難地域12市町村を一つの地域として、地域全体で取り組めるよう十分な予算を確保すること。

また、帰還困難区域に生息している野生鳥獣が、特定復興再生拠点区域等に出没し、復興や住民帰還を妨げることをないよう、引き続き、最大限の捕獲に取り組むこと。

さらに、生息域を拡大し、人里への出没や生活被害を及ぼしているニホンザルについても、新たに十分な対策を講じること。

加えて、今後の特定帰還居住区域の避難指示解除に向けては、点在する解除区域周辺への罠設置など、対策が必要な箇所が増加することから、避難指示解除に先立って一層の対策の強化を図ること。

(2) 農作物被害防止のための取組への支援

深刻・広域化する野生鳥獣による農作物被害を防止するため、侵入防止柵の整備や捕獲活動の強化などの取組に必要な予算を十分に確保すること。

また、住民が主体となった集落ぐるみの総合的な対策をコーディネートできる専門的な人材の確保や育成に必要な予算の確保など、十分な支援を行うこと。

9 避難地域等における医療提供体制の再構築

【復興庁、厚生労働省】

避難地域等の医療提供体制については、避難指示が解除等された各市町村において、少なくとも1施設の診療所が開設・再開したほか、救急医療を担う「ふたば医療センター附属病院」が開院したが、いまだ十分な医療の確保がされている状況にはない。

帰還した住民が安心して保健・医療、介護・福祉サービスを受け、さらに専門医療や在宅医療（医療・介護の連携）等の幅広い医療ニーズにも対応するためには、引き続き、医療施設等の復旧や医療従事者等の確保等、中長期的な医療提供体制の再構築に向けた取組が必要である。

これらの取組は、原発事故を由来とする特殊事情を原因としたものであることから、令和8年度以降も国において以下の措置を行うこと。

(1) 避難地域等の医療提供体制の再構築に向けた財源の措置

避難地域で再開・開設した医療機関の約6割が人件費・運営費の支援を受けて稼働するなど厳しい状況の中で診療を継続しているが、経営環境の急速な改善は困難な見通しであるほか、専門医療（人工透析や特定の診療科等）の確保も困難な状況である。

また、近年ようやく避難指示が解除された地域での医療機関等の再開・開設に必要な施設・設備整備費への支援等に加え、住民や医療従事者の高齢化等による医療需要の変化に応じて、新たな支援ニーズも想定される。

さらに、避難地域においては、医療提供体制が不十分であることから、いわき市や南相馬市など浜通り一帯を生活圏にする傾向が一層強まり、近隣地域の医療機関では、避難地域からの専門医療の患者に加え、夜間初期救急の患者についても受入れを行っている。

については、避難地域等の医療提供体制の再構築に向けて、近隣地域の医療機能の強化に係る支援等を含め、中長期的に取り組むために必要となる予算を安定的かつ十分に確保するとともに、地域医療再生基金の柔軟な活用を引き続き認めること。

(2) 医療従事者の安定的な確保及び県内定着促進への支援

避難地域においては、医師派遣や看護師等の医療人材確保の支援を継続的に実施することで医療提供体制を維持しているが、人材確保が困難な状況が今後劇的に好転するとは考えにくく、必要な施策を講じなければ、人材の地域偏在はより深刻化すると見込まれる。

このため、避難地域における医師確保事業等を始めとした人材確保・地域定着策を着実に実施し、医療提供体制を安定的なものとするために必要となる予算を十分に確保すること。

(3) 双葉地域における中核的病院への支援

復興の進捗に伴い帰還者や移住者が増加する避難地域における医療提供体制を確保し、復興を支えていくためには、令和11年度以降の開院を目指す双葉地域における中核的病院が不可欠であることから、整備及び開院に向けた人材確保等が必要となる予算を十分に確保すること。

また、開院後は、避難地域において必要とされる医療を安定的に提供するため、運営に必要な予算を十分に確保すること。

10 避難地域等における教育環境の整備・充実

【内閣府、こども家庭庁、復興庁、総務省、
文部科学省、厚生労働省】

(1) 避難指示解除等に伴う学校再開への支援

東日本大震災・原子力発電所事故から14年が経過した今もなお、双葉町の小中学校が、いまだ避難先での学校運営を余儀なくされており、地元での学校再開に向け、中長期的な支援が必要である。

また、開校に至った市町村においても、住民の帰還が十分に進まない中、教育活動の更なる充実に腐心している。いずれの市町村でも、児童生徒の安心・安全や、ふるさとに根ざした魅力ある学校教育は、将来を担う子どもたちはもとより、住民の帰還促進や、魅力ある地域の創造に不可欠である。

このため、子どもたちが通いたい、また、保護者が通わせたいと思えるような、魅力ある持続可能な学校づくりを実現させるとともに、避難地域12市町村における地域の特色を活かした魅力的な教育プログラムを開発するための経費について、引き続き予算を確保すること。

さらに、帰還・再開後の通園・通学のためのスクールバスについて、市町村の需要に応じて、十分な予算を確保すること。

(2) ふたば未来学園中学校・高等学校への支援

当県の教育復興のシンボルである「ふたば未来学園」について、生徒が引き続き安心して学ぶことができるよう、寄宿舎の運営など、生徒の教育・生活環境整備への支援を継続すること。

また、令和6年度に中高一貫の生徒が初めて卒業を迎えた中、生徒たちが高い志や目的意識を持ち、進路実績などの成果も現れていることから、福島ならではの教育を軌道に乗せることができるよう、外部講師の招聘や連携中学校との交流、グローバル探究など魅力ある教育活動への支援を継続すること。

(3) 継続的な教職員の加配措置

いまだ多くの児童生徒が県内外で避難生活を送っていることに加え、帰還しての学校再開、不登校児童生徒の増加など、東日本大震災・原子力発電所事故に起因する課題が継続しており、県内全域が原子力災害の影響下にある当県の児童生徒は、不安定な状況に置かれている。さらに、復興の進捗に伴って、帰還や移住・定住により生活環境が変化した児童生徒に対する支援も必要となっており、心のケアやきめ細やかな学習指導等の魅力ある教育環境づくりが重要であるため、令和8年度以降も教職員の加配を継続すること。

(4) 教育相談体制の充実

避難生活の長期化等により不登校の児童生徒が増加するなど、生徒指導上の問題が多様化・深刻化しており、県内全域が原子力災害の影響下にある当県の児童生徒は不安定な状況に置かれている。さらに、復興の進捗に伴って、帰還や移住・定住により生活環境が変化した児童生徒の不安払拭も必要となっており、これらの課題に対応するには、スクールカウンセラーの配置など教育相談体制の充実が重要であることから、令和8年度以降も「緊急スクールカウンセラー等活用事業」を継続するとともに、教員のカウンセリング技能の向上を図る取組や心のサポートに資する学習支援に対する予算を引き続き確保すること。

(5) 特別な支援が必要な児童生徒への支援の継続

復興途上の当県では、特に心のケアや学習支援が求められていることから、現在、地方財政措置されている特別支援教育支援員の十分な配置ができるよう、予算の確保・拡充を図ること。

11 避難地域等の復興に向けたインフラ整備等に対する支援 【内閣府、復興庁、経済産業省、国土交通省、環境省】

(1) 避難地域等の復興に向けたインフラ整備の予算確保

特定復興再生拠点区域における避難指示解除等の進展に伴う帰還や移住・定住、市町村間の広域的な連携など、復興を支えていくためには拠点間を結ぶ道路ネットワークの強化が必要であるとともに、避難地域の安全・安心の確保のためには、人家等を守るための砂防施設や治水安全度を向上させ洪水氾濫を未然に防ぐ河川の整備が不可欠であるため、令和8年度以降もインフラの整備等に必要な社会資本整備総合交付金（復興）の予算を確保すること。

(2) 常磐自動車道（仮称）小高スマートＩＣの整備促進

緊急時における住民・作業員等の避難経路確保、長期間に及ぶことが想定される福島第一原子力発電所事故の収束及び廃炉作業の進展、住民帰還に向けたインフラ復旧等の復興事業の加速化など、原子力災害に起因する諸課題を解決するとともに、避難地域の復興と帰還に向けた環境の整備を加速させる必要があることから、南相馬市小高区のスマートＩＣについて早期整備が図られるよう十分な財源措置を含め、県・市に対し支援すること。

(3) 常磐自動車道を始めとする浜通り軸の強化

東日本大震災からの復興の加速と住民帰還の促進を図るとともに、今後の大規模災害等に備えるため、常磐自動車道の「広野ＩＣ～山元ＩＣ間」のうち、4車線化として事業化された区間「広野ＩＣ～ならばＳＩＣ間」、「浪江ＩＣ～南相馬ＩＣ間の一部区間」、「相馬ＩＣ～新地ＩＣ間」及び「山元南スマートＩＣ～山元ＩＣ間」の早期完成や、残る区間の早期事業化を図ること。

また、安全で信頼性の高い災害に強い幹線道路ネットワークの確保や浜通りの復興支援・地域振興のため、国道6号の交通量の増加等に対応する4車線化などの機能強化を図るとともに、国道6号勿来バイパスの早期整備及び常磐バイパスにおける渋滞箇所解消を図ること。

(4) 復興祈念公園の整備促進等

東日本大震災による犠牲者を追悼・鎮魂し、震災の記憶と教訓を後世へ伝承することはもとより、国内外に向けた復興に対する強い意志を発信するため、復興祈念公園の中核となる国営追悼・祈念施設について、当県と連携して整備を進めるとともに、供用後の利活用促進を図ること。

(5) 避難地域における地域公共交通ネットワーク構築の支援

より一層の帰還促進や生活の利便性向上を図るとともに、双葉地域における中核的病院の整備や、福島国際研究教育機構（F－R E I）の設立など福島イノベーション・コースト構想推進の進展と連動した持続可能な地域公共交通ネットワークを構築するため、被災地域地域間幹線系統確保維持事業について、令和8年度以降も継続し、十分な予算を確保すること。

また、避難地域において路線バスを運行する交通事業者の負担を軽減し、避難地域のバス路線の確保・維持を図るため、バス購入時の一括補助の措置について、令和8年度以降も継続すること。

Ⅲ 福島イノベーション・コースト構想の推進、新産業の創出

12 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進

【内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、観光庁、環境省】

福島イノベーション・コースト構想は、失われた浜通り地域等の産業基盤の再構築を目指すものとして、福島復興再生特別措置法において国家プロジェクトとして法定化され、福島復興再生計画にも位置付けられている。

原子力災害からの福島の復興・再生は、国の社会的責任を踏まえて進められるべきものであることに鑑み、国と共に策定した産業発展のビジョンである「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」を踏まえて認定された福島復興再生計画に基づく各取組について中長期的に対応していく必要があることから、構想実現のために必要な体制や財源などについて、国が責任を持って十分に確保しながら、国全体での一層の連携強化の下、県と密接に連携し、産業集積や人材育成、交流人口拡大などの事業により一層取り組み、構想の具体化を推進すること。

加えて、毎年度「福島イノベーション・コースト構想推進分科会（復興庁、経済産業省、福島県が共同議長）」を開催し、本構想の更なる発展に向け、今般改定される青写真に基づく取組をしっかりとフォローアップするなど、本構想の一層の推進を図ること。

(1) 研究開発等の推進・産業集積の促進

① 廃炉・放射線分野の研究開発等の推進

廃炉・放射線分野においては、櫛葉遠隔技術開発センターや廃炉環境国際共同研究センター国際共同研究棟、大熊分析・研究センターなどを活用し、安全で着実な廃炉の実現に向けた研究開発や長期的な視点に立った人材育成を推進すること。

② 廃炉関連産業の育成・集積

本構想の実現に向け、廃炉関連分野における地元企業の更なる参入を確実に進めるため、国や国の関連団体が主体的に取組を推進するとともに、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構、公益社団法人福島相双復興推進機構及び東京電力の三者からなる福島廃炉関連産業マッチングサポート事務局の運営や、マッチング会・現地見学会の開催、地元企業の技術力向上、参画意欲を示す企業間の連携強化、資格取得への支援等を行うために必要な予算を確保すること。

③ 福島ロボットテストフィールド（R T F）の運営等

F－R E I に対して、R T F が安定的に運営され、世界の最先端の研究開発、実証の拠点となるよう、運営に要する費用や人員、高度人材を確保するとともに、以下の支援を行うこと。

ア 拠点の機能強化

R T F の優位性を発揮するため、利用者のニーズや関連業界の動向を踏まえ、必要な設備の追加・更新・強化を行うとともに、より広域での気象観測や動態管理に向けたシステム構築を検討すること。

イ R T F の利用促進と産業集積

ロボット認証制度及びオペレータ検定制度に必要な試験方法並びに無人航空機の安全運航管理技術の研究開発、官公庁や自治体におけるロボットの利用促進を進めるとともに、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（N E D O）による空飛ぶクルマなどの次世代空モビリティに関連する研究開発事業の実施に当たり、R T F を最大限活用すること。

また、国内外の民間資金・企業を呼び込むとともに、拠点の利用が安定的に確保されるよう、産学官関係者の入居や利用の促進を図ること。

さらに、i - C o n s t r u c t i o n やロボットを活用したインフラの維持管理を推進するため、国においても、研修会や講習会等について、R T F を積極的かつ継続的に利用すること。

加えて、R T F を活用した消防・防災訓練の利用を促すため、必要な事業を実施できるよう施設の整備や訓練の実施に係る十分な予算を確保すること。

あわせて、R T F の防災訓練での利用促進について、当県では実際に消防機関等の訓練にR T F を利用しており、施設の利活用の周知に協力するとともに、R T F を有効活用し、災害対応におけるドローンその他消防ロボットの活用の促進に取り組むこと。

ウ R T Fを活用した制度整備と社会実装支援

各種ロボットに関する認証制度等の構築を進めるとともに、構築に当たって必要な試験等をR T Fで行うこと。

特に、R T Fは、ドローンのナショナルセンター化を目指し、技術基準や運用ガイドライン等の作成を進めているところであり、これらの検討への参加、業界への活用の働き掛け、制度への位置付けを検討すること。

また、全国からの利用者の試験環境を向上させるため、R T Fに試験空域を設定するなどの研究開発者向け制度整備を行うこと。

さらに、次世代空モビリティについて、空の移動革命に向けたロードマップに基づきR T Fを試験飛行拠点として充実させるため、関連する試験設備を新たに整備するとともに、ドローン・ロボット、空飛ぶクルマの研究開発、制度整備、飛行試験、社会実装のためにR T Fの利用を促すこと。

特に、令和6年6月に当県が「新技術実装連携“絆”特区」に指定されたことを踏まえ、R T Fを国内随一のドローン物流の社会実装エリアとして整備するために十分な予算を確保すること。

④ エネルギー・環境・リサイクル関連産業の集積

浜通り地域を中心に、エネルギー・環境・リサイクルを核とした産業の集積を進め、カーボンニュートラルの実現に向けた動きを加速し、経済と環境の好循環を東日本大震災からの復興につなげていくため、県内企業によるネットワーク構築から新規参入、研究開発、事業化及び販路拡大までの一体的な支援に必要な予算を確保すること。

また、リサイクル関連プロジェクトの事業化に向けて、県内企業コンソーシアムが調査や実証等に取り組むために必要な予算を確保すること。

⑤ 農林水産分野における技術開発の推進と技術の普及・導入の促進

避難地域等の農林水産業の本格的な再開を進めていくため、本構想に基づいた技術の開発、実証の継続及び社会実装のために必要な予算を十分に確保すること。

⑥ 医療関連分野の支援

浜通り地域等への医療関連産業の集積のため、新規参入の促進や研究開発支援、事業化支援、販路開拓支援など必要な事業を実施できる十分な予算を確保すること。

⑦ 航空宇宙分野の支援

浜通り地域等での更なる航空宇宙産業の育成・集積のため、航空機の技術革新や社会実装が進む次世代航空モビリティ、宇宙スタートアップの集積など、新たな航空宇宙関連産業の動きに対応しつつ、引き続き、普及・啓発、認証取得、人材育成、取引拡大、マッチング支援、クラスター体制や新たな企業間連携の構築等、浜通り地域等に立地する企業の技術力の向上や競争力の強化に必要な支援を講じること。

⑧ 地域復興実用化開発等促進事業等の拡充

廃炉やロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙など本構想の重点分野において、地元企業等と県内企業等との連携を促進し、新規案件の発掘を行いながら持続的に新技術の実用化・事業化を進めるため、地域復興実用化開発等促進事業や重点分野等事業化促進事業について、令和8年度の新規募集分を含め、十分な予算を確保すること。

(2) 企業誘致等を通じた産業集積の加速化

東日本大震災及び原子力災害により甚大な被害を受けた浜通り地域等の復興・再生を実現するためには、企業誘致を通じた産業集積を加速化し、自立的・持続的な産業発展につなげていく必要がある。

このため、面的サプライチェーンの構築を通じた地域の稼ぎの実現や、進出企業も含めたコミュニティによる日々の暮らしの改善に資する取組を重点的に支援するとともに、企業立地補助金の継続を始め、実用化開発や企業誘致を大胆に加速するための支援、地元企業等と地域外企業とのマッチングや、進出企業の定着支援、実用化開発プロジェクト等の事業化促進、中小企業者への知的財産の活用に関する支援など、必要な予算を十分に確保すること。

(3) イノベーション創出促進のための環境整備

「起業・創業」する企業・個人等を強力に呼び込み、浜通り地域等をあらゆるチャレンジが可能な地域とするため、試作品開発や市場調査等を行うための助成金を始め、専門家によるビジネスプラン策定や経営アドバイス等の支援、産学官金等の関係者からなる連携体制の構築と事業化への支援など、プロジェクトの掘り起こしから事業化に至るまでの総合的な支援をするための十分な予算を確保すること。

(4) スタートアップの創出

浜通り地域等をスタートアップ創出の先進地とするため、革新的な技術で地域課題の解決と地域経済を牽引するスタートアップの社会実装に至るまでの成長フェーズに応じた施策を推進するとともに、実証フィールドの整備、「スタートアップ育成5か年計画」による取組の具現化など、同地域にスタートアップや支援者等を呼び込む施策の充実を図ること。

(5) 構想を支える教育・人材育成

浜通り地域等における産業復興は途上であり、本構想の実現に向けて中長期的に取り組んでいくためには、構想の担い手となる人材育成を継続・強化していくことが必要である。

本構想を牽引するトップリーダーや、農林水産業、工業、商業の各専門人材を育成する、より効果的な教育プログラムの開発を推進するため、学校が企業、研究機関・地域と連携を図るためのコーディネートや各校のプログラムの進捗支援のほか、学校間連携及び成果発表の場などを設定する予算や浜通りのみならず県内一円での構想の担い手となる人材の育成に向けた予算を令和８年度以降も確保すること。

また、構想を支える人材育成には、義務教育段階からの取組も重要であることから、理数教育、放射線教育、プログラミング教育、ふるさとへの理解を深める教育等を推進するための予算を令和８年度以降も確保すること。

さらに、F－R E I が地域に定着し長期的に発展するためには、地域人材の育成を推進する必要がある。地元の小中学校・高校等を始めとする教育機関や構想を支える教育・人材育成を実施している福島イノベーション・コースト構想推進機構と連携して連続的な人材育成に取り組むとともに、中期計画に基づく地域との対話による人材育成ニーズの把握等を通じて、地域における外国語教育や探究的な学びの充実など、研究開発のみにとどまらない地域の人材育成の推進に取り組むよう支援すること。

加えて、全国の大学等の「復興知」を活用した浜通り地域等における教育研究活動については、原子力災害に伴う条件不利の現状が継続し、依然として人材育成・確保等の課題がある中で、参加した学生が本活動後に当該地域等で就職するなど、復興を担う人材育成に直接寄与しているほか、本活動を契機として、大学キャンパス設置が計画されるなど、人材育成基盤の構築に大きく貢献している。また、今後、本活動を通じて引き続き多くの大学等の参画を促すことで、将来的に、福島や世界の課題解決を担うF－R E I への人材輩出も期待できる。さらに、本活動は交流人口の拡大や地域経済への波及効果も有していることから、令和８年度以降も、復興の進捗に応じた特色ある教育研究プログラムの実施による実践的な教育・人材育成が必要であり、引き続き、各大学等の活動を支援するとともに、将来にわたる持続的な活動や構想の実現に寄与する人材育成の基盤構築のため、地元の市町村や企業、F－R E I 等との連携、地域への定着促進等に必要となる予算を十分に確保すること。

(6) 浜通り地域等への交流人口・消費の拡大及び生活環境の整備促進

本構想に掲げる各拠点の活用や産業集積が一層進められていくためには、交流人口拡大や移住・定住促進の取組はもちろんのこと、拠点従事者や国内外からの来訪者等に対する生活環境の整備、地域公共交通の確保が必要である。

そのため、デジタル技術の活用も視野に入れた地域が連携したプロモーションや来訪者向けの電子決済ポイント還元事業の展開、誘客コンテンツ開発・広域マーケティング支援、福島空港等を活用した国内外からの人の呼び込み、当県復興のシンボルであるＪヴィレッジの利活用など、浜通り地域等への交流人口の流れを促進させ、消費拡大につなげるための取組、本構想に掲げる拠点施設へのアクセス道路等の必要なインフラ整備、拠点間を結ぶ公共交通の確保に向けた取組等に対する継続的な支援を行うとともに、自治体等の意見を踏まえながら、当県及び経済産業省でとりまとめた交流人口拡大に向けた取組を推進するアクションプランの着実な実行に向け、広域連携による取組の推進やデジタルプロモーションによる一元的な情報発信、データ活用基盤の構築など、各アクションに必要な予算を確保すること。

また、新たな技術やビジネス創出に向けたチャレンジを行う企業・研究機関等を積極的に呼び込むため、研究者を始めとする従業員の移住・定住促進に係る予算を確保すること。

あわせて、交流・関係人口拡大のため、イノベ地域への来訪者の呼び込みや構想の成果を身近に実感できる場の提供、国内外への情報発信の強化、情報発信拠点（東日本大震災・原子力災害伝承館）を核とした交流人口拡大推進等の取組に対し、引き続き必要な予算を確保するなど支援すること。

(7) 東日本大震災・原子力災害伝承館への継続的な支援

東日本大震災・原子力災害伝承館は、福島県が経験した原子力災害に関する記録と教訓を、国や世代を超えて継承・共有していく唯一無二の施設であるとともに、県内各地の伝承施設や現在整備が進められている復興祈念公園等とも連携しながら、避難地域等における交流や情報発信拠点としての役割を担う施設でもあることから、その役割を永続的に担えるよう、資料収集・保存、調査・研究、展示・プレゼンテーション、研修の各事業や伝承館を核とした交流促進の取組等に加えて、人材確保に必要な予算を継続的に確保すること。

また、必要な資料の収集について、省庁を挙げて協力するとともに、調査・研究及び研修が充実するよう、予算面はもとより、コンテンツの提供や人材の提供・紹介などについて、関係省庁が継続的に支援すること。

さらに、官公庁や自治体、関係機関への働き掛けや視察・研修など伝承館の利用促進について、省庁を挙げた取組を継続して講じること。

(8) 公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への支援

福島イノベーション・コースト構想推進機構は、プロジェクトの創出促進や産業集積、人材育成、交流人口拡大に資する取組に加えて、拠点施設の管理・運営など、本構想に関連する取組を一貫して推進する大きな役割・機能を担っている。

東日本大震災及び原子力災害により産業基盤が失われた浜通り地域等の復興及び再生を着実に進めていくため、本機構への国職員の派遣による体制強化や、F-R-E-Iとの連携強化など構想の推進に必要な予算の確保を始め、十分な支援を行うこと。

(9) 構想の推進に係る税制特例措置

東日本大震災と原発事故により甚大な被害を受けた浜通り地域等の産業復興のため、福島復興再生特別措置法に基づき、構想の推進に係る税制特例措置について、適用期間を延長するなど必要な税制上の特例措置を講じること。

福島イノベーション・コースト



…共用送電線 (再エネ接続)



廃炉関連施設(JAEA) ⑥大熊分析・研究センター (大熊町) (2018年3月一部運用開始)

⑦廃炉環境国際共同研究センター国際共同研究棟 (富岡町) (2017年4月本格運用開始)

⑧楡葉遠隔技術開発センター (楡葉町) (2016年4月本格運用開始)



13 福島国際研究教育機構の取組の総合的な推進

【内閣官房、内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、
国土交通省、環境省】

F－R E I は、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」として、福島イノベーション・コースト構想を更に発展させる役割を果たし、浜通り地域等を始め県全体の一体的、総合的な復興に資する拠点としての機能の発揮にとどまらず、イノベーションの力により日本の産業競争力を強化する世界に誇る研究成果を福島の地から生み出し、その成果の還元等を通じて、産業集積・人材育成を図りながら、地元に着し、親しまれる存在となることが重要である。

具体的には、F－R E I において、福島の優位性を発揮できる5分野における研究開発の推進や国内外の優れた研究者等の集積につながる魅力的な研究開発環境の整備、県内外の企業が積極的かつ柔軟に参画できる産学連携体制の構築、研究開発成果の活用促進など、世界に誇る最先端の研究開発等の推進を早急に進める必要がある。あわせて、地域の声を踏まえた原子力発電所事故後の福島が抱える中長期的な課題の解決に向けた取組、本施設稼働前からの県内での活動や県内の実証フィールド、施設、設備等の最大限の活用、福島イノベーション・コースト構想の先行的取組との緊密な連携、地元大学や高専を始め県内外の教育機関等との連携、地域との対話を通じた人材育成ニーズの把握、地域の人材育成の推進、県内の様々な主体とのパートナーシップの構築、F－R E I の設置効果の広域的な波及、地域の復興・再生に裨益する取組など、地域に根差した取組についても、しっかりと進めていく必要がある。

F－R E I が地域と共に世界に誇る研究開発成果を実現し、福島の復興・再生に資するため、特に以下のことについて取り組むこと。

(1) 省庁の縦割りを排した総合的かつ安定的な支援等

F－R E I がその機能を最大限に発揮できるよう、政府を挙げて中長期的な枠組みで十分な予算を別枠で確保するとともに、毎事業年度終了後、適切にF－R E I の取組の評価を行うなど、復興庁の総合調整機能の下、省庁の縦割りを排し、関係省庁が連携して、F－R E I が長期・安定的に運営できるよう、総合的かつ安定的な支援を行うこと。

また、F－R E I の取組について、国内外へ向けた情報発信や広報活動を積極的に行うこと。

(2) F－R E I の施設の円滑かつ確実な整備等

F－R E I の施設について、施設基本計画を踏まえ、地元と連携した円滑かつ確実な整備を行い、可能な限りの前倒しに努めること。

また、実証・実装フィールドの整備に取り組むとともに、その際には最先端技術の活用や規制緩和等を進めること。

さらに、国際研究産業都市の形成に向け、F－R E I の研究者等が安心して生活できる生活環境等の充実に国が責任を持って取り組むとともに、F－R E I や県、市町村、その他事業者がそれぞれ行う生活環境等の充実に必要な予算を十分に確保し、その取組を全面的に支援すること。

14 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援

【復興庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省】

当県が目指す「再生可能エネルギー先駆けの地」及び国・県・関係企業等が連携して策定された「福島新エネ社会構想」を実現するため、県内全域における再生可能エネルギーの更なる導入拡大等に向けて、関係省庁が継続的に支援策を講じるとともに、特に以下について強力な支援等を行うこと。

(1) 再生可能エネルギーの導入拡大に係る支援

再生可能エネルギー主力電源化に向けて、地域の需要家を供給先とする再生可能エネルギー発電設備の増設や自家消費型発電設備の導入への支援など、再生可能エネルギーの導入拡大と地産地消に向けた予算を継続的に確保すること。

あわせて、次世代の国産技術として期待されるペロブスカイト太陽電池の導入拡大に向け、当県での公共施設等での先行的な活用や、社会実装に向けた取組を全面的に支援すること。

また、阿武隈地域等における風力発電等の最大限の導入のために必要な予算を継続的に確保すること。

さらに、再生可能エネルギーの導入拡大に当たって、出力制御が増加傾向にあるなどの課題が生じていることから、地域間連系線等の系統整備や家庭用・業務産業用・系統用蓄電システムの導入などの出力制御対策パッケージを着実に進めること。

(2) 地域と共生した再生可能エネルギーの導入に向けた事業規律の一層の強化

再生可能エネルギーの普及拡大に伴い、全国各地で再生可能エネルギーに係る安全面、防災面、景観や環境への影響等に対する懸念が高まっており、当県においても、再生可能エネルギー発電設備の設置に伴う周辺への土砂流出の事例などが生じ、地域住民から厳しい目が向けられている。

再生可能エネルギーの導入を進める上では、法令を遵守し、地元の理解や地域との共生を図ることが重要であることから、再エネ特措法等の改正による「地域と共生した再エネ導入のための事業規律強化」について、周知徹底と適切な運用を図るとともに、再エネ特措法や電気事業法に基づく立入検査・指導等を適時・適切に実施すること。

また、社会情勢の変化等に合わせ、事業規律の一層の強化に向け、法規制を含めた総合的な対策について検討すること。

(3) 再生可能エネルギー関連産業の育成・集積に係る支援及び産総研福島再生可能エネルギー研究所との連携

再生可能エネルギー関連産業の育成・集積に向けた、県内企業のネットワーク構築、新規参入、人材育成・研究開発、事業化、販路拡大、海外展開の一体的・総合的な支援や、産総研福島再生可能エネルギー研究所が県内企業の技術高度化を進めるために行う技術開発支援、事業化に向けた支援、さらに同研究所の研究開発機能強化などに対して、必要な予算を確保すること。

15 水素先進県の実現に向けた支援

【復興庁、文部科学省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省】

東日本大震災及び原発事故後、「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン2021」において、2040年頃を目途に県内エネルギー需要の100%以上に相当するエネルギーを再生可能エネルギーから生み出すことを目指し、福島新エネ社会構想等においても水素の実証や導入等の推進を明確に位置付けていることから、当県が水素先進県となることを実現するため、以下の取組を支援すること。

(1) 水素の製造量拡大に向けた支援（水素を「つくる」）

① 県内全域における水素製造装置の導入推進

当県は、再エネ由来水素を中心に今後水素需要の飛躍的な増加が見込まれることから、県内全域において十分な水素供給量を確保していくため、地域資源等を活用した水素製造装置導入補助等に必要な支援を行うこと。

② 福島水素エネルギー研究フィールド（FH2R）の持続可能な運営

世界有数の水素製造能力を有するFH2Rを活用した水素サプライチェーン構築に向けて、NEDOでの実証終了後も、FH2Rが浪江町のまちづくり等におけるエネルギー供給の中核的な役割を担えるよう支援を行うこと。

(2) 効率的・安定的な水素供給・貯蔵に向けた支援（水素を「はこぶ」「ためる」）

RE100産業団地やカーボンニュートラルポート等において検討されている水素パイプラインの導入及び維持管理に必要な支援を行うこと。

また、水素配送車両等の導入や水素の運搬に必要な経費への支援を行うこと。

(3) 水素利活用の飛躍的な拡大に向けた支援（水素を「つかう」）

当県における水素利活用モデルの構築に関する取組への支援に加え、以下の取組を行うこと。

① 水素ステーション整備や燃料電池モビリティ普及の拡大

当県が目指す2030年度までの定置式水素ステーション20基整備や燃料電池トラックを始めとする燃料電池モビリティの導入拡大をより一層加速させるため、水素ステーションの整備・運営や燃料電池トラックの導入等に対する補助制度を拡充するとともに、当県が水素ステーション事業者や燃料電池モビリティユーザーに対する支援を行うために必要な予算を中長期的な視点に立って確保すること。

あわせて、水素ステーションの整備・運営コストの低減に向けた技術開発・規制緩和を進めること。

特に、自動車会社・物流事業者・水素ステーション事業者の三すくみ状態が水素ステーション整備や燃料電池モビリティの普及拡大の障壁になっている現状に鑑み、要因分析を精緻に行うとともに、地域の実情を踏まえつつ、その解消に向けて必要な対策を国が主体的に講じること。

また、水素の普及啓発や需要拡大を図るため、鉄道事業者の意向等を踏まえ、県内の非電化路線への燃料電池で走行する列車の導入に向けた必要な予算を確保すること。

② 企業・工場等における水素利用の推進

企業・工場等における熱利用工程の脱炭素化に向けて、水素ボイラーの導入等に必要な支援を行うこと。

③ 純水素燃料電池の普及拡大

当県が県内の公共施設、事業所等における純水素燃料電池の導入に対する支援を行うために必要な予算を確保すること。

④ 燃料電池ドローンの開発

福島新エネ社会構想に基づき、燃料電池ドローンの開発・実証環境の強化に必要な支援を行うこと。

(4) 県内大学等と連携した水素関連人材の育成・研究活動に向けた支援

地域が持続可能な形で水素社会実現に向けた取組を進めていくに当たっては、水素関連の研究や人材育成が継続して行われていく必要があることから、産総研福島再生可能エネルギー研究所やF－R E I等の研究機関、県外大学との連携を通じた、県内大学等における高度な研究活動や人材育成に必要な支援を行うこと。

(5) 水素関連産業の育成及び集積

避難地域12市町村等において、東日本大震災及び原発事故により失われた産業・雇用を創出するため、当県と連携して水素関連産業を誘致するとともに、県内企業が水素関連産業へ参入できるよう、県内企業等が協働して行う事業化に向けた取組や水素関連機器の設計・施工・メンテナンス等に関する研修体制の整備など、新規参入の促進のために必要な取組への支援を行うこと。

(6) 福島発の取組、技術、モデルの国内外への発信

当県における水素社会実現に向けた取組について、引き続き情報発信するとともに、当県の水素技術等を国内外へ発信するため、水素に関する国際会議等を定期的に県内において開催すること。

16 医療関連産業の集積・振興の支援

【復興庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】

当県は、医療関連産業の育成・集積を進め、産業の再生と雇用の確保に取り組んでおり、今後は、福島イノベーション・コースト構想の重点分野として支援拠点を活用した産業復興も強力に進める必要があることから、その動きを加速させるため以下の支援を行うこと。

(1) ふくしま医療機器開発支援センターに対する支援

ふくしま医療機器開発支援センターは、当県企業の医療関連産業集積の拠点であるとともに、電気・物性等安全性試験と生物学的試験がワンストップで実施できる国内唯一の施設であり、国が推し進める医療関連産業の振興に資するものであることから、センターの安定的な運営のため、令和8年度以降の必要な予算を確保し、継続的に支援すること。

また、国立研究開発法人日本医療研究開発機構が策定する各種プロジェクトにおいて、国が進める高度で先進的な医療技術・医療機器の研究・開発における安全性評価試験やコンサルティングにふくしま医療機器開発支援センターを活用すること。

(2) 医薬品関連産業の集積に資する取組に対する支援

医薬品関連産業は、過年度事業による福島県立医科大学医療-産業トランスレーショナルリサーチセンターの研究開発によりベンチャー企業が5社輩出されたほか、バイオ医薬品の製造工場が複数整備されつつあるなど、浜通り地域を始めとする地域振興に貢献していることから、医薬品関連産業の集積に資する取組について令和8年度以降の必要な予算を確保し、継続的に支援すること。

17 航空宇宙関連産業育成・集積に向けた取組への支援 【経済産業省、国土交通省】

当県では、航空機用エンジンを製造する中核企業や航空宇宙産業の国際認証規格の取得企業が多く立地するなど関連企業の集積が進んでおり、次世代を担う産業として航空宇宙産業を新たな柱に位置付けている。

これまで、関連産業への参入に向けて、普及啓発や認証取得支援、公設試験研究施設（県ハイテクプラザ）の機能強化等を行ってきたところであるが、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた航空機産業は回復の途上にあることから、当県産業の復興・再生が遅滞しないよう、取組の継続・更なる深化のために必要な支援を行うこと。

また、航空機の技術革新や社会実装が進む次世代航空モビリティ、産業の拡大が本格化している宇宙分野など、航空宇宙関連産業を取り巻く環境は大きな変化の時を迎えており、こうした動きを的確に把握し、将来を見据えた新たな取組を行うことが重要である。

ついては、新たな航空宇宙関連産業の動きに対応し、県内関連企業の競争力強化を図るため、技術力向上、サプライチェーン及び販路の拡大や高度人材・中核企業の育成等に加え、「空の移動革命に向けたロードマップ」に試験飛行の拠点として位置付けられたRTFを活用し、空飛ぶクルマなどの実証や関連企業の誘致、県内企業とのマッチング支援、新たな企業間連携の構築を進めるなど、将来に向けた航空宇宙関連産業の育成・集積への取組に対して、引き続き必要な支援を行うこと。

さらに、宇宙スタートアップの集積や産業化に向けた環境整備を支援すること。

IV 原子力発電所事故への対応

18 原子力発電所の安全確保等

【内閣府、経済産業省、資源エネルギー庁、環境省、
原子力規制委員会、原子力規制庁】

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組が、県民や国民の理解の下、中長期ロードマップ等に基づき、安全かつ着実に進められることは当県復興の大前提である。

一方で、令和5年10月以降、作業員の身体汚染を始めとしたトラブルが相次ぐ中、2号機における燃料デブリの試験的取り出しにおいても、2度にわたり作業が中断するなど、県民が廃炉の行く末に不安を持たざるを得ない状況となっている。

今後の燃料デブリの本格的な取り出し作業など、前例のない困難な取組を事業者だけでは成し遂げることはできないことから、安全かつ着実な廃炉の実現に向けて、世界の英知を結集し、国が前面に立ち、総力を挙げて以下の措置を講じること。

また、原子力政策については、二度と当県のように過酷な事故を起こしてはならないということを原点として、東京電力福島第一原子力発電所事故の現状と教訓を踏まえるとともに、住民の安全・安心を最優先とし、国の責任において検討すること。

(1) 廃炉に向けた取組

① 中長期ロードマップに基づく安全かつ着実な廃炉の実現

今後、使用済燃料や燃料デブリの取り出しなどリスクの高い作業が行われることから、現場におけるリスク管理を徹底し、周辺環境に影響を与えることのないよう東京電力を指導・監督するとともに、安全かつ着実な廃炉の実現に向け、引き続き、中長期ロードマップの目標達成や進捗管理にしっかりと取り組むこと。

また、2号機における燃料デブリの試験的取り出しの着手により、中長期ロードマップの廃止措置終了までの期間である第3期に移行したところであるが、現時点では、原子炉内部の正確な状況把握ができておらず、現行の中長期ロードマップにおいては、燃料デブリの本格的な取り出し方法や、その後の一次保管、県外処分の在り方などのプロセスが明確化されていないことから、取り出した燃料デブリの分析結果等を踏まえ、これらのプロセスを具体化し、精緻なロードマップを作り上げること。

その上で、ロードマップに基づく廃炉作業を着実に前に進めること。

② 施設・設備の安全対策等

頻発する自然災害に備えるため、施設・設備等について、地震・津波等の自然災害対策に取り組むとともに、経年劣化や外的要因による設備の損傷状態を適切に評価し必要な対策を講じるよう、東京電力を指導・監督すること。

あわせて、これまでも設備の老朽化や管理に伴うトラブルが相次いで発生していることから、トラブルの未然防止の観点の下、主要設備を含む発電所全体の施設・設備の信頼性向上に向け、作業を自動化できるシステムの構築など、必要な対策を講じるよう東京電力を指導・監督すること。

また、現在保管されている廃棄物について、放射性物質が飛散・流出することのないように、管理の徹底や屋外一時保管の解消に向けた取組を計画的に進めるよう東京電力を指導・監督すること。

③ 廃炉作業を担う作業員の安全な労働環境の整備等

使用済燃料や燃料デブリの取り出しなど高線量下におけるリスクの高い困難な作業が続くことから、更なる被ばく対策を講じる必要がある。

特に、作業員の放射性物質による身体汚染防止の観点から、現場管理体制の充実強化や遠隔で監視できる設備の導入など設備面での被ばく低減対策に取り組むよう、東京電力を強く指導・監督するとともに、国も一体となって取り組むこと。

また、作業員が安定・安心して働くことができるよう、作業員や現場を管理する人材の計画的な育成・確保、雇用の適正化、作業環境の改善、労働災害の防止対策等、労働環境の整備全般について東京電力を指導・監督するとともに、国も一体となって取り組むこと。

さらに、廃炉に向けて、燃料デブリの取り出しや管理など高度な技術が必要となることから、能力・資質に富む技術者の計画的な育成・確保に取り組むこと。

④ 県民に不安を与える不祥事・トラブルの防止

廃炉と汚染水・処理水対策は、長期にわたる取組であり、県民や国民の理解が極めて重要である。県民等に不安を与える不祥事やトラブルが繰り返されることはあってはならないことから、トラブル等の未然防止の観点に立った再発防止対策の徹底や安全管理体制の構築など、県民目線に立った取組や管理が徹底されるよう、東京電力を強く指導・監督すること。

- ⑤ 使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物の県外処分
中長期ロードマップに処理・処分方法が明記されていない
使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物については、原子力政策を推進してきた国の責任において、燃料デブリの保管方法や県外における放射性廃棄物の処分方法の議論を進め、県外において適切に処分すること。

また、これらの取組の進捗状況や今後の見通し等について、県民目線に立った分かりやすい情報発信を行うこと。

- ⑥ 正確で分かりやすい情報発信

情報公開の徹底や迅速な通報・連絡はもとより、廃炉に向けた取組の進捗状況や今後の取組、自然災害に対する安全対策や重大トラブルが発生した場合の対応等について、正確な情報を県民目線に立って分かりやすく発信し、県民の不安解消や国内外における風評払拭に取り組むよう、東京電力を指導・監督するとともに、国自らも積極的に取り組むこと。

特に、大規模地震などの自然災害においては、緊急事態に該当しない場合であっても、県民の安全・安心の確保に向け、国においても発生事象の評価を的確に行い、迅速かつ分かりやすい情報発信を行うこと。

- ⑦ 福島第二原子力発電所の廃炉

福島第二原子力発電所について、原子力政策を推進してきた国の責任において、安全かつ着実に廃炉作業が進められるよう、東京電力を指導・監督するとともに、使用済燃料の処分方法の具体的な議論を進め、県外において適切に処分すること。

また、廃止措置中に県が監視業務を行うために必要な予算を十分に確保すること。

(2) 原子力防災体制の強化

前例のない廃炉作業が完了するまでの間、住民の安全を最優先に捉え、国が積極的に関与し、原子力防災体制の強化対策を支援すること。

また、原子力災害時における広域避難が円滑に行われるよう、国がバス・福祉車両・運転手等の避難手段の確保、燃料及び食料等物資調達、さらには避難退域時検査に必要な支援をするほか、県域を越えた広域避難において、国主導の下で関係機関と調整を行うなど、全面的に支援すること。

加えて、自然災害と原子力災害の複合災害時に、道路の寸断による孤立集落の発生や家屋倒壊により屋内退避が困難となる状況を想定し、指定避難所等において、屋内退避を継続できるよう、必要となる物資の備蓄や設備の設置等に要する費用に係る十分な財政支援を含め、環境整備について支援を強化すること。

(3) 環境放射線モニタリングの充実

廃炉に向けた作業が行われている中、今後は1、2号機の使用済み燃料の取り出しや燃料デブリの本格的な取り出しなど、更にリスクの高い作業が長期にわたり続くことから、モニタリングの継続は必要不可欠である。

放射線への不安払拭による県民生活の安全・安心のため、国において以下の措置を講じること。

① 原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金の確保

県及び12市町村では、原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金を活用し、総合モニタリング計画によるモニタリングを含めた、県民のニーズに応じたきめ細かな測定と公表により、県民生活の安心の確保につなげている現状を踏まえ、廃炉作業が完了するまでの間は当該事業が継続できるよう、原子力災害時における対応も含め、引き続き、必要な予算を確保すること。

② 国が実施するモニタリングの継続及び充実

国は、県内全域でのモニタリングを継続するとともに、避難指示区域及び避難解除区域においては、帰還困難区域も含め、市町村や住民の意向を踏まえ、放射線量の低減状況や廃炉作業に伴う影響など、住民の不安払拭に向けたモニタリングを充実させ、その結果について、正確な情報を県民目線に立って分かりやすく発信すること。

- ③ リアルタイム線量測定システムの運用
リアルタイム線量測定システムの今後の運用については、引き続き、市町村や住民の意向を十分に踏まえ、理解を得ながら丁寧に進めること。
- ④ 放射線監視等交付金の確保
県では放射線監視等交付金を活用して、原子力発電所周辺における放射性物質の影響を監視し、県民生活の安全・安心を確保している現状を踏まえ、廃炉作業が完了するまでの間、十分な監視体制を維持できるよう、資機材の整備・更新を含め、引き続き、監視業務に必要な予算を確保すること。
- ⑤ ALPS処理水に係る環境モニタリングの確実な実施等
ALPS処理水の海洋放出に伴う環境モニタリングに当たっては、引き続き、第三者機関による比較測定や地元関係者の立ち会いなどを通じて、信頼性、客観性及び透明性を確保しながら確実に実施するとともに、モニタリング結果については、人や環境への影響について科学的な評価を加え、国内外へ分かりやすく発信すること。
また、県が独自に実施するモニタリングに対して必要な予算を確保すること。

19 A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応

【内閣官房、内閣府、消費者庁、復興庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、観光庁、環境省、原子力規制委員会、原子力規制庁】

A L P S 処理水の海洋放出については、福島県だけではなく、日本全体の問題であることから、国が前面に立って、関係省庁がしっかりと連携し、行動計画に基づき政府一丸となって、以下の措置も含め、万全な対策を徹底的に講じ、最後まで全責任を全うすること。

(1) 安全確保の徹底

A L P S 処理水の海洋放出は長期間にわたる取組であり、今後も想定外の事態があってはならないことから、希釈放出設備の適切な維持管理による安全性の向上やトラブルの未然防止に取り組むことに加え、浄化处理について、その過程の透明性を確保した上で、確実に実施するとともに、地元関係者等の立ち会いによる環境モニタリングの実施など、客観性、透明性及び信頼性の高い安全対策を講じること。

また、設備や環境モニタリングの値などに異常が確認された場合には、迅速かつ確実に放出を停止するとともに、県民目線に立った正確で分かりやすい情報発信を行うこと。

(2) 国内外への正確な情報発信

トリチウムに関する科学的な性質や、国内外におけるトリチウムの処分状況、環境モニタリング結果に加え、A L P S 処理水に含まれる放射性物質の濃度や希釈放出設備の運転状況などについて、正確で分かりやすい情報発信を継続的に行うこと。

また、I A E A 等の国際機関との連携の下、第三者による監視と透明性を確保し、科学的な事実に基づく情報を積極的に発信するなど、国内外の理解醸成に向け、不断の取組を行うこと。

さらに、海洋放出により空になったタンクの解体状況や中長期的な解体計画、敷地の利用計画を明らかにし、分かりやすい情報発信を行うよう東京電力を指導すること。

(3) 万全な風評対策

県内には新たな風評への懸念や生業継続への不安など様々な意見がある上、一部の国における輸入規制の強化などの影響が生じていることから、農林水産業はもとより、観光業を始めとした県内の幅広い業種に対する、万全な風評対策に責任を持って取り組むこと。

特に、水産業については、漁業関係者が安心して生業を継続し、次世代へ確実に繋いでいけるよう必要な対策の強化に取り組むこと。

また、対策の実施状況や効果を確認しながら、支援内容の見直しや必要な追加対策を機動的に講じること。

さらに、そうした対策を講じてもなお、風評被害が発生する場合には、東京電力に対して一律に賠償期間や地域、業種を限定することなく迅速かつ確実な賠償を行うよう指導するとともに、国が最後まで責任を持って対応すること。

(4) 汚染水発生量の更なる低減

処理水の元となる汚染水発生量の更なる低減は重要な課題であることから、中長期ロードマップに基づく目標達成はもとより、原子炉建屋貫通部の局所止水の実証試験の効果等を踏まえ、原子炉建屋等への地下水や雨水の抜本的な流入抑制対策に着実に取り組むなど、汚染水発生量の更なる低減に向け、確実に結果を出すよう取組を進めること。

(5) 処理技術の継続的な検討

トリチウムの分離技術について、これまで東京電力が技術を公募しているが、いまだに実用化に結びつくものがないことから、国自らがトリチウムの分離技術を研究開発する機関を明確に位置付け、新たな技術動向の調査や研究開発に積極的に取り組むこと。

また、実用化できる処理技術が確認された場合には、速やかにその活用を図るなど柔軟に対応すること。

20 除染等の推進

【内閣府、復興庁、農林水産省、環境省】

帰還困難区域を除き除去土壌等の中間貯蔵施設への搬入が概ね完了し、特定帰還居住区域では除染が実施されるなど、環境回復の取組が進捗してきた中で、除染等に関する以下の課題について、国として責任を持って確実に取り組むこと。

(1) 仮置場の原状回復等の確実な実施

放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、除去土壌等の搬出完了後の仮置場における農地の地力回復も含めた原状回復、森林の放射線量低減のための取組等について、安全かつ確実に実施するよう、必要な措置を講じること。

また、仮置場の返地後に支障が生じた場合には、速やかに必要な措置を講じ、適切に対応すること。

(2) 搬出できない現場保管除去土壌等への対応

埋設場所の上に設置した工作物等が支障となり、搬出できない現場保管除去土壌等について、現場の状況に応じて、搬出・輸送及び原状回復の方法を柔軟に検討するなど、搬出を促進させるよう対応すること。

(3) 帰還困難区域の除染等

特定帰還居住区域において、安心して生活できるよう、面的に十分な除染を着実に行うとともに、特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の両区域外の残された土地や家屋等の扱いについても、市町村等の意向を十分に汲み取り、速やかに方針を示すこと。

また、避難指示が解除された区域において、きめ細かい空間線量のモニタリングを行うとともに、空間線量が局所的に高い箇所については、フォローアップ除染を実施すること。

さらに、災害復旧及びインフラ整備に伴い発生する高線量の土壌等について、復興の妨げになることのないよう、国が主体的に責任を持って、事業実施前に除染を行うなど、必要な措置を講じること。

21 除去土壌等の県外最終処分に向けた取組の推進 【復興庁、環境省】

昨年、「除染土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等の推進に関する基本方針」が示されたところであるが、除去土壌等の県外最終処分は、中間貯蔵施設受入れという苦渋の決断に際し、その前提として国が約束し、法律に定められた国の責務であり、約束の2045年3月まで残された期間は20年を切っていることから、以下について、国として責任を持って確実に取り組むこと。

(1) 除去土壌等の県外最終処分に向けた取組の加速化

除去土壌等の県外最終処分の確実な実施に向け、具体的な方針や工程を速やかに明示し、県民や国民の目に見える形で残された期間における進捗管理をしっかりと行いながら、取組を加速させるよう、政府一丸となって、最後まで責任を持って対応すること。

(2) 県外最終処分に関する理解醸成

国の責務である除去土壌等の県外最終処分に向けて、県民や国民の理解を深める取組を更に推進すること。

(3) 中間貯蔵施設の安全・確実な運営

中間貯蔵施設への全ての除去土壌等の搬入が完了するまで、安全・確実かつ円滑な輸送の実施に万全を期すとともに、現場管理を徹底し、住民に不安が生じることがないように、施設を安全・確実かつ適切に運営すること。

22 放射性物質に汚染された廃棄物の処理

【復興庁、環境省】

放射性物質に汚染された廃棄物については、特定廃棄物埋立処分施設（旧フクシマエコテッククリーンセンター）における埋立が終了し、クリーンセンターふたばにおいて特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域で発生した特定廃棄物の搬入・埋立が進められているところである。

特定廃棄物等の処理に向けては、安全・確実かつ速やかに取組を進めることが重要であることから、引き続き、以下について確実に取り組むこと。

(1) 特定廃棄物等の埋立処分の円滑な実施

特定廃棄物埋立処分施設及びクリーンセンターふたばにおいて、引き続き、安全・確実な搬入・埋立・管理を行うこと。

また、埋立処分事業の円滑な実施には、地元の理解が何より重要であることから、事業計画や運用状況を分かりやすく伝えるなど、引き続き、国が責任を持って、丁寧に対応すること。

(2) 指定廃棄物の処理

特定廃棄物埋立処分施設の埋立期間終了後に県内で新たな指定廃棄物の確認も想定されることから、処分が滞り環境回復の支障となることのないよう、処理方針を速やかに決定すること。

23 原子力損害賠償の確実な実施

【復興庁、文部科学省、経済産業省、資源エネルギー庁】

(1) 中間指針に関する適切な対応

中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償について、被害者が請求の機会を失うことがないように、賠償請求未了者の現況把握や分析等を踏まえた効果的な周知や請求支援を東京電力に行わせるとともに、被害者に寄り添った丁寧かつきめ細かな対応を徹底するよう指導すること。

また、中間指針は賠償範囲の最小限の基準であることを深く認識させ、指針では示されなかった項目や地域についても、相当因果関係がある損害と認められるものは、全て賠償の対象とし、迅速に賠償を行わせること。

さらに、原子力損害賠償紛争審査会においては、現地視察や関係市町村等からの意見聴取、後続訴訟における確定判決の調査・分析等を通して当県の現状をしっかりと把握した上で、引き続き、適時適切な中間指針の見直しを行うこと。

(2) A L P S 処理水の処分に係る風評被害等への賠償

A L P S 処理水の処分について万全な対策を講じてもなお、被害が発生する場合には、東京電力に対して一律に賠償期間や地域、業種を限定することなく、迅速かつ確実な賠償を行うよう指導するとともに、国が最後まで責任を持って対応すること。

(3) 営業損害や風評被害の賠償の的確な実施

営業損害や風評被害の賠償について、被害者からの相談や請求に真摯かつ丁寧に対応することはもとより、事業者の立場に立った取組を徹底し、事業の再建につながる賠償を的確に行わせること。

また、一括賠償後の取扱いについては、地域の状況や事業の特殊性、個別具体的な事情をしっかりと把握した上で、被害者の立場に立った賠償を行わせること。

(4) 地方公共団体に係る賠償

地方公共団体が原子力発電所事故に起因して負担した費用等について、請求手続きの簡略化に取り組みながら、迅速かつ確実に賠償を行わせること。

特に、先行して賠償を行った事例について、被害の状況が類似している他の地方公共団体における損害にも適用し、公平な賠償を行わせること。

また、財物に関する損害におけるインフラ資産等の取扱いを含め、個別具体的な事情による損害についても、県や市町村等の状況を十分に踏まえ、柔軟に対応させること。

(5) 消滅時効への対応

東京電力に対し、未請求者の掘り起こしや周知活動を徹底させることはもとより、将来にわたり消滅時効を援用せず、損害がある限り最後まで賠償を行うよう指導するとともに、被害者が請求の機会を失うことのないよう原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介手続等の一層の周知など必要な対応を行うこと。

(6) 住民帰還に向けた支援策の実施

いまだ原子力災害からの復興が途上にあることを踏まえ、住宅確保や就労、事業再開等の支援、教育や医療、福祉サービス等の充実など、被害者に寄り添ったきめ細かな生活再建策、住民帰還に向けた支援策を確実に実施すること。

V 風評払拭・風化防止対策の強化

24 風評払拭・風化防止対策の強化

【内閣官房、内閣府、消費者庁、復興庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、観光庁、環境省】

(1) 風評払拭・風化防止に必要な財源の確保

当県の原子力災害からの復興を確実に成し遂げる前提となる風評払拭及び風化防止対策については、これまで継続的に粘り強い努力を積み重ねてきたが、農林水産物を始めとした県産品の全国平均との価格差は、震災前のポジションに戻らないまま固定化されているほか、震災前と比較して、観光目的の宿泊者数は約7割、教育旅行の宿泊者数は7割にも満たず、さらには、一部の国・地域における輸入規制措置が継続しているなど、いまだ根強い風評が残っている。加えて、長期間にわたる廃炉においては、今後、燃料デブリの取り出しなどの困難な作業が行われることから、新たな風評が生じる懸念も払拭できず、風評・風化を取り巻く環境は、時間の経過とともにますます厳しくなっていることから、風評払拭・風化防止対策をより一層強化する必要がある。このため、放射性物質検査の継続や産地競争力を回復するための「福島ならではの」のブランドの確立・強化などの農林水産業への支援はもとより、観光誘客の促進といった観光業への支援など、幅広い業種に向けた万全な風評対策及び柔軟な追加対策を講じるとともに、県全域を対象として、国はもとより、県、市町村及び各種団体等による取組に必要な財源を十分に確保すること。

また、ALPS処理水の処分については、福島県だけではなく、日本全体の問題であるとの認識の下、国においては、購買意欲や訪問意欲の減退、農林漁業者における生産意欲や観光事業者の事業意欲の減退等により、回復傾向にあった農林水産物の価格の下落や担い手の減少を生じさせないための取組、教育旅行を始めとした観光誘客等に影響を与えないための取組など、万全の対策に必要な財源を確保すること。

さらに、当県に対する関心が低下する風化の傾向が年々進んでおり、社会情勢の影響によって加速する懸念があることから、原子力災害に関する教訓等の伝承や、当県の現状及び正確な情報の国内外への更なる発信に必要な財源を確保すること。

加えて、当県は食の安全性・信頼性の確保に向け、農業生産工程管理を行うGAP認証取得や、HACCPと放射性物質管理の情報発信を組み合わせた「ふくしまHACCP」の導入促進など、生産から製造・加工、消費に至る各段階での取組を推進していることから、国においても生産者、食品製造・加工業者及び流通業者、消費者等の理解促進に取り組むなど、県の取組を積極的に支援すること。

(2) 国を挙げた風評払拭・風化防止対策の更なる推進

国の「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」や「ALPS処理水の処分に係る基本方針の着実な実行に向けた行動計画」に関連して、当県が「福島県風評・風化対策強化戦略」に基づき取り組む、県外に対して当県の地域の魅力を継続的に発信する各種施策等や、地域が主体となって情報発信する取組等について、必要な財源を十分に確保すること。

また、継続的に実施している放射線リスクコミュニケーションの更なる推進を図るとともに、ALPS処理水の処分については、漁業者を始めとする関係者や市町村、県内外のあらゆる声をしっかりと受け止め、正確な理解を促す安全・安心のためのリスクコミュニケーションを強力に推進すること。

さらに、国や関係機関等の広報媒体を始め、国主催の各種会議など、あらゆる機会を最大限に活用し、国内外に正確な情報を分かりやすく繰り返し発信すること。

加えて、福島復興再生特別措置法に基づき、当県産農林水産物等の輸入規制の撤廃に向けた働き掛け等、必要な措置を講じるとともに、輸出可能となった国・地域への輸出促進や外国人観光客の誘致等を更に強化すること。

(3) 風評対策に係る税制特例措置

いまだ根強く残る農林水産業や観光業等への風評被害や廃炉に伴う新たな風評が生じる懸念が払拭されない状況を踏まえ、福島復興再生特別措置法に基づき、風評対策に係る税制特例措置について、県内全域を対象として適用期間を延長すること。

25 農林水産物の安全確保と風評対策、産地競争力の強化 【内閣府、復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省】

(1) 農林水産物の安全確保と風評対策、産地競争力の強化のための財源確保

原子力災害後、当県産農林水産物の市場における地位は低下したまま全国との価格差が回復せず固定化しており、農業産出額も他県と比べて大きく伸び悩んでいる状況にあり、さらに、依然として、一部の国・地域において輸入規制が継続されていることから、いまだ根強い風評を払拭するための取組を今後も継続していかなければならない。加えて、震災以降、他の産地ではブランド化等により産地の競争力を高めてきた中、当県では復旧・復興に全力を注いできたことから、産地の競争力を回復するため、風評対策にも取り組みながら立ち後れているブランド化に取り組む必要がある。

このため、消費者や実需者へ向けた放射性物質検査等に基づくリスクコミュニケーションはもとより、強みのある品目による牽引を含めたブランド力の向上など、流通段階での産地競争力の強化が重要であることから、市場ニーズに基づく戦略的な販路回復・拡大、生産体制の構築のために令和8年度以降も十分な予算を確保すること。

(2) 国による農林水産物の風評対策の強化

当県産農林水産物の販売不振の実態と要因を国が直接把握するため、福島県産農産物等流通実態調査を継続するとともに、調査結果に基づいた流通関係者への指導、助言その他の必要な措置を講じること。

26 観光復興に向けた国内外からの誘客促進等の取組に対する支援

【復興庁、外務省、国土交通省、観光庁】

(1) 廃炉に係る風評対策

A L P S 処理水の処分や燃料デブリの取り出し等による新たな風評への懸念もあることから、観光事業者の不安を払拭するため、観光業への風評を把握する調査の更なる充実、当県の正確な情報や観光の魅力などを発信する取組等を継続して実施すること。

(2) 浜通り観光再生への支援

浜通り地域においては、観光客入込数が震災前の水準まで回復していないほか、観光地としてのコンテンツや観光に携わる事業者も十分ではない現状の中にあつて、復興に向け果敢にチャレンジする方々との対話などを通して自分自身で考えることにより成長できる「新しい学びの旅」ホープツーリズムの拡充やブルー・ツーリズムの推進等の誘客促進の取組を通じて、観光基盤を育む必要があるため、引き続き、十分な予算を確保すること。

(3) 風評払拭に向けた観光誘客促進への支援

当県への観光に不安を抱く国内外の方々に対して行う、これまでの風評払拭の取組に加え、A L P S 処理水の処分や燃料デブリの取り出し等による新たな風評への懸念を踏まえて当県が行うコンテンツ造成や観光キャンペーンなどの情報発信、福島ならではの観光誘客の取組等に必要な予算を確保すること。

(4) 教育旅行回復への支援

震災前の水準まで回復していない教育旅行について、モニターツアーや情報発信等の誘致促進の取組に必要な予算を確保すること。

(5) インバウンド回復への支援

震災後、全国の水準に達していないインバウンド需要について、台湾やタイ、ベトナムなど海外での誘客強化に必要な予算を確保すること。

(6) 国内外の会議、各種イベント等の誘致・開催への支援

国及び関係団体が開催する国内外の会議や芸術文化、スポーツ等の各種大規模イベントについて、当県の現状を知っていただく絶好の機会となることから、当県で開催できるよう誘致等に努めること。

なお、開催地に負担が生じる場合は、予算を確保すること。

27 福島への復興に向けた環境施策の推進

【復興庁、文部科学省、環境省】

(1) 未来志向の環境施策の推進

令和2年8月に環境省と締結した連携協力協定により、東日本大震災と原発事故からの環境回復や当県の優れた自然環境や地域資源を活用した取組、再生可能エネルギー先駆けの地を目指した取組などの環境施策は着実に成果を挙げてきた。

いまだ途上である当県の復興・再生に向けては、こうした取組の成果を一過性のものとせず、連携をより一層強化し、未来志向の環境施策をさらに進展させることが重要であることから、令和8年度以降も本協定を継続するとともに、取組の充実・強化を図るため、以下の措置を講じること。

① 「ふくしまグリーン復興構想」等の着実な推進

「ふくしまグリーン復興構想」の実現に向けては、当県の自然環境の魅力を国内外の方々に対して発信し、自然の恵みを次世代に継承することが重要であることから、令和8年度以降も構想を継続し、県や市町村と連携して国立・国定公園の魅力向上や更なる情報発信に取り組むとともに、県や市町村が行う利活用事業に対して支援を行うこと。

また、老朽化した登山道等の施設の再整備に必要な予算を十分に確保すること。

② 復興と共に進める地球温暖化対策の推進

浜通り地域を始め当県の復興の加速化に向けて、県内における地球温暖化対策の実効ある取組を推進するため、再生可能エネルギーの導入に資する「脱炭素×復興まちづくり推進事業」に必要な予算を引き続き確保すること。

(2) 福島県環境創造センターへの支援

福島県環境創造センターについて、当県と国が連携しながら、放射線モニタリング、調査研究、情報収集・発信、教育・研修・交流等に継続的に取り組むことにより、原子力災害からの環境回復を進め、県民が将来にわたり安心して暮らせる環境を創造するため、令和8年度以降も運営費等の十分な予算を確保すること。

また、前例のない原子力災害からの環境回復・創造に向けては、世界の英知を結集して取組を進めていく必要があることから、当センターが日本原子力研究開発機構や国立環境研究所、F-R-E-Iと連携して取組を継続できるよう支援すること。

VI 県民の健康と安全・安心を守る取組

28 避難者支援の充実

【内閣府、復興庁、総務省、厚生労働省、国土交通省】

(1) 避難者の生活再建支援

地震・津波や原子力災害による避難者が、今後の生活の見通しを立てることができるよう、災害救助法に基づく応急仮設住宅（賃貸型応急住宅等を含む）等から安定した住宅への円滑な移行支援やコミュニティ形成支援などの取組に対して、被災者支援総合交付金の予算を確保すること。

(2) 避難を継続している県民への支援

避難生活の長期化等に伴い、生活や心身の健康など、避難者の抱える課題は個別化・複雑化していることから、当県が実施する避難者への見守りや相談支援等の取組に対し、引き続き被災者支援総合交付金の予算を確保すること。

また、避難者が避難先でふるさととの絆を保つことができるよう、避難者向け地域情報紙の発行など当県が実施している情報提供の取組に対する予算を確保するとともに、避難指示区域外からの避難者に対する情報提供の取組に対しても、引き続き被災者支援総合交付金の予算を確保すること。

(3) 高速道路無料措置の延長等

避難生活が長期化する中、一時帰宅を含めてふるさとを往来する避難者の経済的な負担を軽減するため、令和8年3月31日まで実施されている旧警戒区域等からの避難者に対する高速道路無料措置を、帰還できるまで延長すること。

また、令和8年3月31日まで実施されている原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置は、母子避難者等が不安を抱えながら生活を送っていることを踏まえて延長措置を講じるとともに、国が直接実施すること。

(4) 被災者の心のケアへの支援

東日本大震災から14年が経過し、避難生活の長期化により県内外に避難する県民は依然として高いストレス状態にあり、帰還後も生活環境やコミュニティの変化などによって、抱える不安や悩みは複雑化・個別化している。

ふくしま心のケアセンターを設置し、被災者への個別相談や市町村支援に取り組んでいるところであるが、被災者への心のケアは長期的な取組が必要であることから、当該事業（被災者支援総合交付金）の継続に向けた必要な予算を確保すること。

また、避難の有無にかかわらず原子力災害という世界に例のない災害によるストレスにさらされ続けている県民の自殺対策に長期的に取り組むことができるよう、国において自殺対策に必要な予算を引き続き確保すること。

(5) NPO等の活動への支援

避難指示解除や仮設住宅の集約等に伴う住居移転など地域コミュニティの再構築が課題となる中、NPO等のネットワークを活かした被災者支援や風評・風化対策などの地域に寄り添ったきめ細やかな取組を継続していく必要があることから、NPO等による復興支援活動等に対する十分な予算を確保すること。

29 安心してこどもを生み育てやすい環境の整備

【こども家庭庁、復興庁、環境省】

当県では、原発事故発生以降、18歳以下の子どもの医療費無料化を始め、給食の安心確保や子どもの心のケアへの対策など、子どもが安心して健やかに成長できる環境の確保に向けて積極的に取り組んできたところであるが、県内全域においていまだに根強い風評や子育て現場に残る不安が完全には払拭されていない状況に加え、避難地域12市町村等では安心してこどもを生み育てるための社会資源の復興が十分に進んでおらず、母子に対する適切な健康支援や発達の状況に応じた配慮が必要な子どもの支援体制の構築等に取り組む必要がある。

国においては、こうした福島の特殊な現状をしっかりと受け止め、県・市町村が切れ目なく安心して子育てしやすい環境の整備を継続できるよう、令和8年度以降においても長期的な視点に立って安定的かつ十分な予算を確保すること。

30 県民の健康回復に係る総合的推進の継続

【復興庁、文部科学省、厚生労働省】

(1) 県民の健康回復を総合的に推進するため必要な財源措置の継続

当県では、東日本大震災及び原発事故後、これまで県民の健康を長期に見守るため、県民健康調査を継続的に実施してきたほか、健康増進に資する取組を総合的に実施するとともに、県民の健康不安を解消するため、自主財源により18歳以下の全ての子どもの医療費を無償化してきたところである。

一方で、震災後に悪化したメタボリックシンドロームなどの健康指標の回復には至らず、特に健康面では県民に様々な影響を与えており、原子力災害の影響が残る県内全域において、健康に対する不安が震災前の状況にまで解消されるためには、相当な時間を要する。

復興・再生を成し遂げるため、当県で安心して暮らし、子どもを生み育てることができる生活環境を実現し、県内全域における放射線による健康上の不安解消ができるよう、当県が「食・運動・社会参加」を3本の柱に、子どもから高齢者等まで、全世代に対して被災者支援の観点で取り組む健康回復に関する、復興公営住宅等の避難者支援・避難地域の健康支援体制をサポートする取組や子どもの心身の健康を長期に見守り安心を提供する取組、復興を支える県民の健康づくりを通じた地域活力を再生する取組、高齢者等が安心して暮らせる地域のつながりを再構築する取組について、令和8年度以降も安定的かつ十分な予算を確保すること。

(2) 新たな放射性薬剤の着実な研究開発

福島県立医科大学の先端臨床研究センターでは、アスタチンを用いた放射性薬剤の研究開発が進められている。特に、男性の部位別がん罹患者数が最も多い前立腺がんの治療薬はこれまでの支援により、臨床試験を実施できるところまで進捗している。

当該治療薬が社会実装されることにより、県民の健康不安の解消につながることはもとより、多くの前立腺がん患者にとって希望となり、また、双葉地域における中核的病院において先端医療の提供が行われることで、その利用促進や被災地域への医療ツーリズム、医師・研究者等の招へい、福島発の研究の世界への発信にもつながるものとなり、医療分野における復興の象徴となることから、令和8年度以降の臨床研究の実施に当たり必要な予算を確保すること。

31 復興・再生に必要な福島ならではの教育に対する支援強化
【復興庁、総務省、文部科学省】

(1) 福島の復興・体験活動に係る取組等に必要な予算確保

子どもたちが、復興やコミュニティの再生等、地域の課題の解決に向けた探究型・体験型の学び、風評の払拭を始めとする課題をテーマとして国内外に発信・交流する体験活動等を行うために必要な予算を確保すること。

(2) 児童生徒の体力向上や食育の充実に必要な予算確保

東日本大震災後に著しく低下した子どもの体力と増加した肥満傾向児の出現率について、全国との差は改善傾向にあるものの、いまだ肥満傾向児の出現率は、東日本大震災前の水準まで回復していないことから、運動習慣や食習慣を自ら改善するための健康マネジメント力を育む事業の継続的な実施が可能となるよう、必要な予算を確保すること。

(3) 児童生徒の学習支援によるコミュニティ復興支援事業の継続

東日本大震災により新たに生じた住民同士の絆を深化することや、避難指示解除等に伴い帰還した地域コミュニティを構築するため、学校、家庭、地域の連携による教育を推進する人材の育成や、仕組みを構築するための支援事業を実施できるよう、引き続き予算を確保すること。

(4) 被災児童生徒の就学機会の確保

東日本大震災により就学が困難になった児童生徒の教育を受ける機会を十分に確保するため、「被災児童生徒就学支援等事業」の就学援助事業及び奨学金事業については、令和8年度以降も必要な予算を確保すること。

(5) 個別支援教育の推進

DVやネグレクト、ヤングケアラー等の自らの力だけでは解決が困難な課題を抱える児童生徒が増加している中、当県では、原子力発電所事故等の影響による心のケアを始め、特別な支援が必要な児童生徒への対応が継続的に求められていることから、標準法を改正し特別支援学級の編制基準の引下げを行うなど、小・中・高できめ細かな教育が行えるよう、体制整備に向けた十分な支援を行うこと。

(6) 原子力発電所事故に伴う風評等を防止する教育

全国の児童生徒及び国民が放射線等に係る正しい知識を持ち、当県の現状を正しく理解することができるよう、国や県が作成した放射線教材の使用についても指導助言を行うなど、正しい情報発信・放射線教育のための継続的な支援を行うこと。

また、県が作成した「ふくしま道徳教育資料集」等を活用し、風評やいじめ、差別等を防止する教育を推進すること。

32 復興・再生に向けた治安の維持

【警察庁、復興庁、総務省、国土交通省】

復興・創生の進展に伴い変化する治安情勢に対しては、増員された地方警察官によつて的確に対応しているところであり、帰還困難区域における犯罪抑止対策のほか、避難者や帰還・移住する住民等の安全・安心を確保するなどの治安の維持が重要であるため、令和8年度以降も地方警察官の増員を継続すること。

また、特定復興再生拠点区域の避難指示解除や特定帰還居住区域の設定に伴うインフラ整備など、復興の進捗に伴う交通流の変化に適切に対応するため、交通安全施設の整備に必要な予算を確保すること。

さらに、避難指示の解除等による住民の帰還・移住が進む一方、帰還困難区域を含む被災地域における犯罪や交通事故が増加傾向にあることから、警戒警らや初動活動などの警察活動の強化に必要な予算を確保すること。

VII 産業再生、インフラ整備の推進

33 原子力災害対応雇用支援事業等の継続

【復興庁、厚生労働省】

(1) 原子力災害対応雇用支援事業の継続

原子力災害対応雇用支援事業については、被災求職者の雇用・就職機会の創出や人材育成等により生活の安定を図るとともに、風評払拭事業等の原子力災害からの復興に不可欠な事業に活用しており、継続は必須であることから、令和8年度以降も実施期間を延長すること。

(2) 事業復興型雇用確保事業の継続

事業復興型雇用確保事業については、被災求職者の生活の安定と当県産業の復興を推進するために必要な事業であることから、令和8年度以降も実施期間を延長すること。

34 企業誘致の促進

【復興庁、経済産業省】

東日本大震災及び原子力災害により、甚大な被害を受けた当県全域の産業復興を図るためには、企業誘致の促進を通じた産業の集積が極めて重要である。

こうした中、浜通り地域等においては、地域の再生に向けた働く場の確保は必須の課題である一方、産業の復興・再生はいまだ十分でないことから、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金について、十分な予算を確保した上で、雇用情勢や地域への波及効果等を踏まえつつ、特に青写真で示した、面的サプライチェーンの構築を通じた地域の稼ぎの実現や、進出企業も含めたコミュニティによる日々の暮らしの改善に資する取組を重点的に支援するとともに、市町村の意見を踏まえて地域の実情に応じた制度運用を行うこと。

また、長期にわたる原子力災害や度重なる自然災害の影響により分譲再開が遅れた浜通りの産業団地に対する支援策を講じること。

35 農業・農村再生のために必要な予算の確保

【復興庁、農林水産省】

(1) 農業・農村の再生

避難指示区域等における帰還促進や営農再開、地域コミュニティの再構築等、東日本大震災及び原子力災害の影響を受けた当県の農業・農村の再生は、今後も長い時間が必要となることから、農地集積の更なる促進や農地の大区画化・汎用化に向けたほ場整備、営農再開に向けた農業水利施設の管理体制構築などの復興事業について、令和8年度以降も十分な予算を確保すること。

また、安全・安心な営農再開に向け、ため池について、放射性物質モニタリングを継続するとともに、放射性物質対策や再対策のために十分な予算を確保すること。

(2) 新規就農者の育成

避難指示や高齢化等により農業者が著しく減少しており、農業再生に向けては新たな担い手の確保が重要な課題である。このため、当県では、就農・定着から経営発展に至る様々な相談に対応する窓口として農業経営・就農支援センターを関係団体と連携して運営し、相談件数が大幅に増加するなど効果を発揮しているところであり、新規就農者の確保・定着を進めるためには長期の伴走支援が重要であることから、「就農コーディネーター」等の設置、専門家の派遣、研修会の開催等の取組に十分な予算を確保すること。

また、新規就農者が地域の担い手として定着するまでの間、技術研鑽を図りながら安心して農業経営を展開するため、新規就農者育成総合対策の予算を確保すること。

36 森林・林業再生のために必要な制度と予算の確保 【復興庁、農林水産省、林野庁、環境省】

原子力災害の影響を受けた当県の森林を再生し、林業・木材産業の活性化や生活圏の環境保全を図る上で欠かすことのできない「ふくしま森林再生事業」を始めとした各種復興施策について、令和8年度以降も必要な予算を確保すること。

特に、放射性物質の影響を受けた広葉樹林については、きのこ原木林等の循環利用が図られるよう、計画的な再生に向けた伐採・更新等の取組を推進する必要があることから、ほだ木等原木林再生のための予算を確保すること。

また、帰還困難区域の森林作業におけるガイドラインについて、地元の意向も踏まえて早期に策定するとともに、関係者に対する周知を行うこと。

37 水産業再生に係る取組の強化

【復興庁、農林水産省、水産庁、経済産業省】

当県水産業は、令和３年４月に本格的な操業に向けた新たな段階へ大きく踏み出したものの、沿岸漁業全体の生産量は震災前に比べて低い水準に留まっている。

水産業に関わる事業者が、安心して生業を継続し、次世代へ確実に繋いでいけるよう、国が前面に立ち、万全な風評対策はもとより、生産から流通、消費に至る水産業全体を捉えた総合的かつ強力な対策を引き続き講じること。

また、近隣県に比べて生産回復が大きく立ち後れている現状を踏まえ、長期的な視点に立ち十分な予算を確保するとともに、情勢の変化に対応し、必要な対策を講じること。

さらに、水産業関係者はＡＬＰＳ処理水の海洋放出に対して、新たな風評への懸念や生業の継続に不安を抱えていることから、「水産業を守る」政策パッケージについては、引き続き、現場の実態に即して迅速かつ柔軟な運用を図ること。

38 社会資本の整備に係る財源措置等

【復興庁、総務省、農林水産省、国土交通省】

当県の復興・再生には、今後も十分な財源措置と長期的な国の支援が必要であることから、公共土木施設等の災害復旧、津波被災地の復興まちづくり、避難者の居住の安定確保、県土の復興を支援する道路ネットワークや物流基盤の整備、営農再開を加速するための農業基盤整備等の復旧・復興事業を重点的に進め、かつ、確実に事業完了を図るために必要となる財源を十分に確保するとともに、インフラ等の環境整備を一層加速するため、復興係数の特例措置を継続すること。

また、国の直轄事業として実施する道路事業、河川事業、砂防事業及び港湾事業について、当県の復興・再生や持続可能な地域社会の形成には基幹的な社会インフラの着実な整備が必要不可欠であることから、必要となる財源を確保して事業を着実に推進すること。

さらに、国土強靱化や経済の活性化等に直結する社会資本の整備について、県民の安全で安心な暮らしを守り、県土全域の将来像を見据えて戦略的に進めるため、通常事業（社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金、農山漁村地域整備交付金、水産物供給基盤整備事業、新しい地方経済・生活環境創生交付金等）の財源を十分に確保すること。

特に、資材価格や労務単価等が上昇している状況においても、必要な事業規模を確保すること。

39 県土の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援 【復興庁、国土交通省】

県土全域の復興と将来像を見据えた活力ある社会基盤の構築に向けて、広域的な地域連携を促進する道路ネットワーク強化のため、6本の連携軸である会津軸・中通り軸・横断道軸・南部軸の基幹的な道路である会津縦貫道や国道4号、国道13号、国道49号、国道289号などの各事業について早期整備を図ること。

(1) 広域的なネットワークを強化する会津軸の整備

災害に強い幹線道路ネットワークの確保や、日光・会津・米沢の連携した広域周遊ルートを創出するため、会津縦貫道の早期整備・早期完成を図るとともに、国道118号の一部区間及び国道121号を直轄指定区間とすること。

(2) 中通り軸・横断道軸・南部軸の整備

① 中通り軸として、国道4号（矢吹鏡石道路）及び国道13号（福島西道路Ⅱ期工区）の早期完成を図るとともに、国道4号矢吹町以南の早期の全線4車線化を図ること。

また、福島都市圏北部の交通円滑化に向け、国道4号福島北道路の早期事業化を図ること。

② 横断道軸として、磐越自動車道の4車線化優先整備区間「会津若松IC～安田IC間」のうち、事業化となった「会津坂下IC～西会津IC間」、「西会津IC～津川IC間の一部区間」及び「三川IC～安田IC間」の早期完成や、残る区間の早期事業化を図るとともに、「安田IC～新潟中央IC間」についても、4車線化優先整備区間に選定すること。

また、国道49号（北好間改良、会津防災事業、好間三和防災）の早期整備を図ること。

③ 南部軸として、国道289号で唯一交通不能区間の八十里越の早期完成に向け、引き続き国直轄権限代行事業の整備促進を図るとともに、県施行区間の整備に必要な予算を確保すること。

(3) 東北自動車道（仮称）大玉スマートICの早期事業化

交通の利便性向上や観光振興などの地域発展に加えて、近隣市町村との連携による持続可能な都市圏を形成するため、令和6年9月に準備段階調査着手箇所を選定された大玉村のスマートICについて、早期事業化を図ること。

復興・創生を支える交通基盤(6本の連携軸)の整備



県土の復興に向けた道路ネットワーク構築のための主な整備箇所



40 国際競争力強化に向けた物流拠点整備への支援 【復興庁、経済産業省、国土交通省】

(1) 特定貨物輸入拠点港湾小名浜港の整備促進

特定貨物輸入拠点港湾の指定を受けている小名浜港については、産業と生活に必要な資源、復興に必要なエネルギー関連物資等を安定的かつ安価に供給するとともに、次世代エネルギーの需要増加などに対応するため、東港地区の活用が必要であることから、沖防波堤等の整備を更に促進すること。

(2) 重要港湾相馬港の整備促進

重要港湾である相馬港については、復興支援道路である相馬福島道路の全線開通により、今後、貨物量の増加が見込まれることから、港内静穏度を向上させ安全で円滑な荷役を可能にするために必要な南防波堤整備の予算を確保するとともに、沖防波堤の嵩上げを促進すること。

(3) カーボンニュートラルポート形成の推進

小名浜港及び相馬港において「カーボンニュートラルポート」を形成するため、県が行う港湾脱炭素化推進計画の内容を踏まえた港湾計画の変更、民間事業者が進めるカーボンニュートラルに向けた取組に必要な予算の確保など、十分な支援を行うこと。

Ⅷ 地方創生・人口減少対策の推進等

41 地方創生及び人口減少対策の着実な推進

【内閣官房、内閣府、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、国土交通省、経済産業省、農林水産省、環境省、厚生労働省】

東日本大震災と原発事故からの復興・再生と地方創生を同時に進めていかなければならない当県は、他都道府県にはない困難を抱えている。

当県の人口は、1998年の214万人をピークに、現在は173万人となり、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2050年に125万人まで減少するとされている。また、直近の転出超過数は全国ワースト5位であり、特に、多くの若年女性の首都圏への転出が続き、婚姻数や出生数の減少にもつながるなど、当県の人口減少は極めて厳しい状況にある。

当県は、2040年の総人口を150万人とする人口目標を掲げるとともに、持続可能な福島の実現に向け、連携・共創による「福島ならではの」県づくりを進めているところであり、当県の地方創生及び人口減少対策を更に推進するため、以下の措置を講じること。

(1) 人口減少対策の司令塔機能の発揮と東京一極集中の是正

地方から若者が流入する東京圏では、他の地域と比べて合計特殊出生率が低く、東京一極集中が日本全体の人口減少に拍車をかける要因になっており、国は人口減少の問題を地方の問題として捉えるのではなく、広域的な視点から一体的に是正していく必要がある。

このため、新しい地方経済・生活環境創生本部が、人口減少対策を総括して推進するための司令塔機能を強力に発揮し、あらゆる施策を総動員して人口減少対策に取り組むとともに、過度な東京一極集中の是正を図ること。

(2) 地方創生 2. 0 推進のための人口減少対策・地方創生関連予算の確保

持続可能な経済社会を目指し、人口減少に歯止めをかけていくためには、出会い・結婚・出産・子育てのライフステージに応じた支援や、若者の県内定着、地方への移住・定住、女性活躍に向けた取組等を積極的に推進していくことが重要である。

このため、県及び市町村が自主性・主体性を最大限に発揮しつつ、地域の実情に即した実効性の高い取組を安定的かつ円滑に展開できるよう、新しい地方経済・生活環境創生交付金を始めとする地方創生関連予算を十分に確保するとともに、地方財政措置を継続すること。

特に、新しい地方経済・生活環境創生交付金については、対象事業の拡大や対象要件の緩和、手続の簡素化など地方の実情を踏まえた運用の弾力化を図ること。

(3) 結婚・子育て環境の充実

誰もが良質な保育等サービスを受けられるよう、保育料無償化の対象を拡大し、幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現するとともに、公定価格の底上げを図るなど保育士の処遇改善を更に進めること。

また、保育所や認定こども園等の整備に活用している就学前教育・保育施設整備交付金について、自治体の整備計画に支障を来さないよう、十分な予算を確保すること。

さらに、放課後児童クラブについて、待機児童の解消や児童の安全確保を図るため、施設整備や人員確保の財源を確保するとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、利用料の負担軽減策を講じること。

自治体を実施する結婚支援等に活用している地域少子化対策重点推進交付金について長期的かつ安定的に十分な予算を確保すること。

また、国民の価値観やライフスタイルが多様化する中で、子ども・若者が主体的に将来を選択できるよう、家庭生活や家族の大切さについて考える機会をつくるとともに、こどもや子育て世帯を社会全体で支える気運が醸成されるよう、国民や事業者等の関心と理解を深めるための周知啓発を行うこと。

(4) 若者・女性が活躍できる魅力ある環境づくり

地域で生まれ育った若者の地元定着及び若者の地方での就学・就職の促進、就職期世代が定着を希望する産業の育成や雇用の創出等の取組に対して必要な支援をすること。

また、女性の就業継続や正社員化・賃金向上・待遇改善・管理職登用を進め、男女間の格差解消に取り組むとともに、地方の企業の大半を占める中小企業・小規模事業者等における女性活躍の推進に向けた取組を支援すること。

さらに、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消など、官民が連携して魅力ある働き方や職場づくりを推進できるよう支援するとともに、地方が若者や女性に選ばれるために、地域の実情に合わせて柔軟かつ大胆に独自の施策を展開できるよう、地域女性活躍推進交付金等の十分な予算を確保すること。

(5) 地域経済の活性化等

地域経済の成長の果実が十分に住民へ分配されるため、地方の中小企業等が賃上げの原資となる企業収益を確保できるよう、成長分野への積極投資や人材投資等による生産性向上の支援、地域企業の持続的な賃上げを可能とする環境整備の推進、円滑な価格転嫁に向けた取引適正化などに国と地方が一体となって取り組むこと。

また、地域や企業規模を問わず人材確保は喫緊の課題であることから、仕事と育児・介護の両立実現や多様な働き方の推進などにより労働供給の増加を図ること。

さらに、長引く原油価格・物価高騰は、国民生活や経済活動に深刻な影響を与えているほか、いまだ賃金上昇が物価上昇に追いついていないことから、今後も経済状況等を踏まえ、必要に応じて適時・適切に住民や事業者に対する支援策を講じるとともに、地方が地域の実情に応じた対策を実施できるよう、必要な財政措置を講じること。

生活の基幹となる公共インフラや地域公共交通などの社会基盤は、地域社会の生活機能を維持するために不可欠であることから、社会資本の維持に必要な支援を行うこと。

また、物流は国民の生活を支える重要な社会インフラであることから、地域経済の持続的な成長に向けて、物流の効率化や商慣行の見直し、荷主・消費者の行動変容を促すための取組など、引き続き、物流改革に向けた必要な措置を講じること。

地方の人口流出を緩和するため、企業の本社機能や研究開発部門、政府関係機関等の地方への分散を促進すること。

また、「地方拠点強化税制」についても、更なる制度の拡充を図ること。

42 カーボンニュートラルの実現に向けた取組の加速化 【総務省、経済産業省、環境省】

当県では、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、再生可能エネルギーの導入拡大や省エネルギー対策の徹底などの取組を推進している。

については、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を更に加速化するため、以下について十分な支援を行うこと。

(1) 地域の脱炭素化に向けた取組の推進

地域の脱炭素化に向けた取組を推進するため、脱炭素成長型経済構造移行債（GX経済移行債）も活用し、自治体への大規模かつ安定的な財政措置を実施すること。

特に、地域脱炭素推進交付金について、予算規模を拡充するとともに、地域の実情に応じた柔軟な運用を図ること。

また、公共施設等のZEB化や照明設備のLED化を含む省エネルギー改修などを推進するため、脱炭素化推進事業債の事業期間の延長及び事業費の拡充を行うこと。

(2) 脱炭素社会の実現に向けた機運の醸成

脱炭素社会の実現に向けては、脱炭素先行地域のみならず、全県的な機運醸成と具体的な取組の実践が重要であることから、国の「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）などにより機運醸成等を推進すること。

また、自治体及び地域地球温暖化防止活動推進センターが行う機運醸成と実践拡大の取組に対して十分な予算を継続して確保するとともに、センターへの補助率の引上げを行うこと。

(3) 省エネルギー対策の推進への支援

EVやFCV等の電動車の一層の普及拡大に向けて、電動車や充電インフラ整備などの導入支援に対する十分な予算を継続して確保するとともに、補助上限額の引上げを行うこと。

(4) 地域気候変動適応センターの運営等の支援

熱中症や農林水産業対策などの適応策に関する情報収集・分析・調査・発信を持続的かつ発展的に推進するため、地域気候変動適応センターの運営等に対する財政支援を行うとともに、人的・技術的な支援を継続すること。

43 食料安全保障の強化に向けた支援

【農林水産省】

食料安全保障の強化に向けては、食料供給を担う農林水産業の持続的発展が不可欠であり、国と地方が一体となって食料の安定供給の確保や食料自給率の向上を図ることが重要である。

こうした中、根強い風評により、当県産農林水産物の価格が依然として全国の水準まで回復していない現状を踏まえ、燃油・生産資材等の価格の高止まりにより影響を受けている農林漁業者等に対する支援の継続に加え、安定的な調達・供給に向けた取組を強化するとともに、再生産に配慮した適正な価格形成を推進するための仕組みを早期に構築し、生産費用の増加を価格へ転嫁できるよう、消費者等の理解醸成を図ること。

また、食料の自給率・自給力の向上や食料の安定供給に向けて、輸入に大きく依存する麦、大豆、飼料作物などの水田等を有効活用した生産拡大、園芸・畜産を含めた生産基盤整備に加え、局所的な災害であっても甚大な被害が発生した場合には大規模災害と同様の早急な産地復旧の取組を支援し、農産物における国内生産の増大と国産農林水産物の消費拡大を推進すること。

さらに、避難指示等により当県の農林漁業者数は著しく減少していることから、多様な人材を農山漁村に呼び込みながら、就業希望者等が農林水産業を職業として選択し、安定的な経営を将来にわたり展開することができるよう農林水産業の担い手の確保・育成に必要な予算を十分に確保するとともに、スマート技術を活用した営農や気候変動に適応した取組など、将来にわたって持続可能な農林水産業の実現に向けた支援を強化すること。

44 頻発・激甚化する大規模自然災害への対策

【内閣官房、内閣府、警察庁、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省】

(1) 防災・減災、国土強靱化のための対策

当県は、東日本大震災以降も令和元年東日本台風や福島県沖地震など、幾度も甚大な被害を受けており、気候変動に伴う頻発・激甚化する大規模自然災害への更なる対応の強化が求められることから、福島県国土強靱化地域計画に位置付ける国土強靱化関連事業について、公共施設の防災・減災推進のための取組に必要な予算を確保すること。

また、「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」完了後においても、昨今の地震・豪雨・豪雪・雪崩などの災害状況も踏まえた上で、切れ目なく、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めるため、4月に公表された国土強靱化実施中期計画（案）に基づき、物価高騰等の状況も踏まえた十分な財源を通常予算とは別枠で確保すること。

加えて、冬期間の安全な交通確保や老朽化する防雪・消雪施設についても計画的な対策が必要であることから、雪寒事業に対して財政措置を講じること。

あわせて、防災・減災、国土強靱化のための緊急防災・減災事業債や緊急自然災害防止対策事業債について、措置期間を延長するとともに、対象事業の更なる拡大及び要件緩和を行うこと。

(2) 流域治水の推進

令和元年東日本台風による災害への対応として、頻発・激甚化する水災害への集中的な対策を講じる必要があるため、阿武隈川上流の河川大規模災害関連事業として国が進める「阿武隈川緊急治水対策プロジェクト」の更なる推進を図ること。

特に、阿武隈川上流遊水地群の早期整備に当たっては、阿武隈川流域の住民への理解醸成に向けた取組を推進するとともに、国が主体となって整備後の利活用も含めた整備地域での合意形成に取り組むこと。

また、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を一層加速させるために流域全体で取り組む流域治水対策に必要な予算を十分に確保すること。

さらに、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、県管理河川の特定都市河川への指定を踏まえた流域水害対策計画の策定など、当県における流域治水の推進への取組に対して引き続き支援すること。

省庁別索引

【内閣官房】

- 1 復興に向けた総合的な施策の推進【1 頁】
- 13 福島国際研究教育機構の取組の総合的な推進【27 頁】
- 19 A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応【41 頁】
- 24 風評払拭・風化防止対策の強化【48 頁】
- 41 地方創生及び人口減少対策の着実な推進【69 頁】
- 44 頻発・激甚化する大規模自然災害への対策【74 頁】

【内閣府】

- 1 復興に向けた総合的な施策の推進【1 頁】
- 2 交付税、基金、交付金等に係る財源措置、地方一般財源総額の確保等【3 頁】
- 3 復興に向けた人員確保【5 頁】
- 4 避難地域の復興実現【6 頁】
- 5 帰還困難区域の復興・再生【8 頁】
- 6 避難地域等の事業・生業の再生【9 頁】
- 10 避難地域等における教育環境の整備・充実【14 頁】
- 11 避難地域等の復興に向けたインフラ整備等に対する支援【16 頁】
- 12 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【18 頁】
- 13 福島国際研究教育機構の取組の総合的な推進【27 頁】
- 18 原子力発電所の安全確保等【36 頁】
- 19 A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応【41 頁】
- 20 除染等の推進【43 頁】
- 24 風評払拭・風化防止対策の強化【48 頁】
- 25 農林水産物の安全確保と風評対策、産地競争力の強化【50 頁】
- 28 避難者支援の充実【53 頁】
- 41 地方創生及び人口減少対策の着実な推進【69 頁】
- 44 頻発・激甚化する大規模自然災害への対策【74 頁】

【警察庁】

- 1 復興に向けた総合的な施策の推進【1 頁】
- 32 復興・再生に向けた治安の維持【59 頁】
- 44 頻発・激甚化する大規模自然災害への対策【74 頁】

【消費者庁】

- 19 A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応【41 頁】
- 24 風評払拭・風化防止対策の強化【48 頁】

【こども家庭庁】

- 2 交付税、基金、交付金等に係る財源措置、地方一般財源総額の確保等【3 頁】
- 4 避難地域の復興実現【6 頁】
- 10 避難地域等における教育環境の整備・充実【14 頁】
- 29 安心してこどもを生み育てやすい環境の整備【55 頁】
- 41 地方創生及び人口減少対策の着実な推進【69 頁】

【デジタル庁】

- 41 地方創生及び人口減少対策の着実な推進【69 頁】

【復興庁】

- 1 復興に向けた総合的な施策の推進【1 頁】
- 2 交付税、基金、交付金等に係る財源措置、地方一般財源総額の確保等【3 頁】
- 3 復興に向けた人員確保【5 頁】
- 4 避難地域の復興実現【6 頁】
- 5 帰還困難区域の復興・再生【8 頁】
- 6 避難地域等の事業・生業の再生【9 頁】
- 7 避難地域の営農再開に向けた支援【10 頁】
- 8 避難地域等の鳥獣被害対策の推進【11 頁】
- 9 避難地域等における医療提供体制の再構築【12 頁】
- 10 避難地域等における教育環境の整備・充実【14 頁】

- 11 避難地域等の復興に向けたインフラ整備等に対する支援【16 頁】
- 12 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【18 頁】
- 13 福島国際研究教育機構の取組の総合的な推進【27 頁】
- 14 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援【29 頁】
- 15 水素先進県の実現に向けた支援【31 頁】
- 16 医療関連産業の集積・振興の支援【34 頁】
- 19 A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応【41 頁】
- 20 除染等の推進【43 頁】
- 21 除去土壌等の県外最終処分に向けた取組の推進【44 頁】
- 22 放射性物質に汚染された廃棄物の処理【45 頁】
- 23 原子力損害賠償の確実な実施【46 頁】
- 24 風評払拭・風化防止対策の強化【48 頁】
- 25 農林水産物の安全確保と風評対策、産地競争力の強化【50 頁】
- 26 観光復興に向けた国内外からの誘客促進等の取組に対する支援【51 頁】
- 27 福島の復興に向けた環境施策の推進【52 頁】
- 28 避難者支援の充実【53 頁】
- 29 安心して子どもを生み育てやすい環境の整備【55 頁】
- 30 県民の健康回復に係る総合的推進の継続【56 頁】
- 31 復興・再生に必要な福島ならではの教育に対する支援強化【57 頁】
- 32 復興・再生に向けた治安の維持【59 頁】
- 33 原子力災害対応雇用支援事業等の継続【60 頁】
- 34 企業誘致の促進【61 頁】
- 35 農業・農村再生のために必要な予算の確保【62 頁】
- 36 森林・林業再生のために必要な制度と予算の確保【63 頁】
- 37 水産業再生に係る取組の強化【64 頁】
- 38 社会資本の整備に係る財源措置等【65 頁】
- 39 県土の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援【67 頁】
- 40 国際競争力強化に向けた物流拠点整備への支援【68 頁】
- 44 頻発・激甚化する大規模自然災害への対策【74 頁】

【総務省】

- 1 復興に向けた総合的な施策の推進【1 頁】
- 2 交付税、基金、交付金等に係る財源措置、地方一般財源総額の確保等【3 頁】
- 3 復興に向けた人員確保【5 頁】
- 4 避難地域の復興実現【6 頁】
- 10 避難地域等における教育環境の整備・充実【14 頁】
- 12 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【18 頁】
- 13 福島国際研究教育機構の取組の総合的な推進【27 頁】
- 19 A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応【41 頁】
- 24 風評払拭・風化防止対策の強化【48 頁】
- 28 避難者支援の充実【53 頁】
- 31 復興・再生に必要な福島ならではの教育に対する支援強化【57 頁】
- 32 復興・再生に向けた治安の維持【59 頁】
- 38 社会資本の整備に係る財源措置等【65 頁】
- 41 地方創生及び人口減少対策の着実な推進【69 頁】
- 42 カーボンニュートラルの実現に向けた取組の加速化【72 頁】
- 44 頻発・激甚化する大規模自然災害への対策【74 頁】

【外務省】

- 1 復興に向けた総合的な施策の推進【1 頁】
- 19 A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応【41 頁】
- 24 風評払拭・風化防止対策の強化【48 頁】
- 25 農林水産物の安全確保と風評対策、産地競争力の強化【50 頁】
- 26 観光復興に向けた国内外からの誘客促進等の取組に対する支援【51 頁】

【財務省】

- 1 復興に向けた総合的な施策の推進【1 頁】
- 2 交付税、基金、交付金等に係る財源措置、地方一般財源総額の確保等【3 頁】

- 19 A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応【41 頁】
- 24 風評払拭・風化防止対策の強化【48 頁】

【文部科学省】

- 1 復興に向けた総合的な施策の推進【1 頁】
- 2 交付税、基金、交付金等に係る財源措置、地方一般財源総額の確保等【3 頁】
- 3 復興に向けた人員確保【5 頁】
- 4 避難地域の復興実現【6 頁】
- 10 避難地域等における教育環境の整備・充実【14 頁】
- 12 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【18 頁】
- 13 福島国際研究教育機構の取組の総合的な推進【27 頁】
- 14 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援【29 頁】
- 15 水素先進県の実現に向けた支援【31 頁】
- 16 医療関連産業の集積・振興の支援【34 頁】
- 19 A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応【41 頁】
- 23 原子力損害賠償の確実な実施【46 頁】
- 24 風評払拭・風化防止対策の強化【48 頁】
- 27 福島の復興に向けた環境施策の推進【52 頁】
- 30 県民の健康回復に係る総合的推進の継続【56 頁】
- 31 復興・再生に必要な福島ならではの教育に対する支援強化【57 頁】
- 44 頻発・激甚化する大規模自然災害への対策【74 頁】

【文化庁】

- 3 復興に向けた人員確保【5 頁】

【厚生労働省】

- 1 復興に向けた総合的な施策の推進【1 頁】
- 2 交付税、基金、交付金等に係る財源措置、地方一般財源総額の確保等【3 頁】
- 3 復興に向けた人員確保【5 頁】
- 4 避難地域の復興実現【6 頁】
- 9 避難地域等における医療提供体制の再構築【12 頁】
- 10 避難地域等における教育環境の整備・充実【14 頁】
- 12 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【18 頁】
- 13 福島国際研究教育機構の取組の総合的な推進【27 頁】
- 16 医療関連産業の集積・振興の支援【34 頁】
- 19 A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応【41 頁】
- 24 風評払拭・風化防止対策の強化【48 頁】
- 28 避難者支援の充実【53 頁】
- 30 県民の健康回復に係る総合的推進の継続【56 頁】
- 33 原子力災害対応雇用支援事業等の継続【60 頁】
- 41 地方創生及び人口減少対策の着実な推進【69 頁】
- 44 頻発・激甚化する大規模自然災害への対策【74 頁】

【農林水産省】

- 1 復興に向けた総合的な施策の推進【1 頁】
- 2 交付税、基金、交付金等に係る財源措置、地方一般財源総額の確保等【3 頁】
- 3 復興に向けた人員確保【5 頁】
- 4 避難地域の復興実現【6 頁】
- 5 帰還困難区域の復興・再生【8 頁】
- 6 避難地域等の事業・生業の再生【9 頁】
- 7 避難地域の営農再開に向けた支援【10 頁】
- 8 避難地域等の鳥獣被害対策の推進【11 頁】
- 12 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【18 頁】
- 13 福島国際研究教育機構の取組の総合的な推進【27 頁】
- 14 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援【29 頁】
- 19 A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応【41 頁】
- 20 除染等の推進【43 頁】
- 24 風評払拭・風化防止対策の強化【48 頁】

- 25 農林水産物の安全確保と風評対策、産地競争力の強化【50 頁】
- 35 農業・農村再生のために必要な予算の確保【62 頁】
- 36 森林・林業再生のために必要な制度と予算の確保【63 頁】
- 37 水産業再生に係る取組の強化【64 頁】
- 38 社会資本の整備に係る財源措置等【65 頁】
- 41 地方創生及び人口減少対策の着実な推進【69 頁】
- 43 食料安全保障の強化に向けた支援【73 頁】
- 44 頻発・激甚化する大規模自然災害への対策【74 頁】

【林野庁】

- 36 森林・林業再生のために必要な制度と予算の確保【63 頁】

【水産庁】

- 19 A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応【41 頁】
- 37 水産業再生に係る取組の強化【64 頁】

【経済産業省】

- 1 復興に向けた総合的な施策の推進【1 頁】
- 2 交付税、基金、交付金等に係る財源措置、地方一般財源総額の確保等【3 頁】
- 3 復興に向けた人員確保【5 頁】
- 4 避難地域の復興実現【6 頁】
- 5 帰還困難区域の復興・再生【8 頁】
- 6 避難地域等の事業・生業の再生【9 頁】
- 11 避難地域等の復興に向けたインフラ整備等に対する支援【16 頁】
- 12 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【18 頁】
- 13 福島国際研究教育機構の取組の総合的な推進【27 頁】
- 14 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援【29 頁】
- 15 水素先進県の実現に向けた支援【31 頁】
- 16 医療関連産業の集積・振興の支援【34 頁】
- 17 航空宇宙関連産業育成・集積に向けた取組への支援【35 頁】
- 18 原子力発電所の安全確保等【36 頁】
- 19 A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応【41 頁】
- 23 原子力損害賠償の確実な実施【46 頁】
- 24 風評払拭・風化防止対策の強化【48 頁】
- 25 農林水産物の安全確保と風評対策、産地競争力の強化【50 頁】
- 34 企業誘致の促進【61 頁】
- 37 水産業再生に係る取組の強化【64 頁】
- 40 国際競争力強化に向けた物流拠点整備への支援【68 頁】
- 41 地方創生及び人口減少対策の着実な推進【69 頁】
- 42 カーボンニュートラルの実現に向けた取組の加速化【72 頁】

【資源エネルギー庁】

- 12 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【18 頁】
- 13 福島国際研究教育機構の取組の総合的な推進【27 頁】
- 14 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援【29 頁】
- 15 水素先進県の実現に向けた支援【31 頁】
- 18 原子力発電所の安全確保等【36 頁】
- 19 A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応【41 頁】
- 23 原子力損害賠償の確実な実施【46 頁】

【中小企業庁】

- 6 避難地域等の事業・生業の再生【9 頁】

【国土交通省】

- 1 復興に向けた総合的な施策の推進【1 頁】
- 2 交付税、基金、交付金等に係る財源措置、地方一般財源総額の確保等【3 頁】
- 3 復興に向けた人員確保【5 頁】
- 4 避難地域の復興実現【6 頁】

- 5 帰還困難区域の復興・再生【8 頁】
- 11 避難地域等の復興に向けたインフラ整備等に対する支援【16 頁】
- 12 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【18 頁】
- 13 福島国際研究教育機構の取組の総合的な推進【27 頁】
- 14 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援【29 頁】
- 15 水素先進県の実現に向けた支援【31 頁】
- 17 航空宇宙関連産業育成・集積に向けた取組への支援【35 頁】
- 19 A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応【41 頁】
- 24 風評払拭・風化防止対策の強化【48 頁】
- 26 観光復興に向けた国内外からの誘客促進等の取組に対する支援【51 頁】
- 28 避難者支援の充実【53 頁】
- 32 復興・再生に向けた治安の維持【59 頁】
- 38 社会資本の整備に係る財源措置等【65 頁】
- 39 県土の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援【66 頁】
- 40 国際競争力強化に向けた物流拠点整備への支援【68 頁】
- 41 地方創生及び人口減少対策の着実な推進【69 頁】
- 44 頻発・激甚化する大規模自然災害への対策【74 頁】

【観光庁】

- 12 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【18 頁】
- 19 A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応【41 頁】
- 24 風評払拭・風化防止対策の強化【48 頁】
- 26 観光復興に向けた国内外からの誘客促進等の取組に対する支援【51 頁】

【環境省】

- 1 復興に向けた総合的な施策の推進【1 頁】
- 2 交付税、基金、交付金等に係る財源措置、地方一般財源総額の確保等【3 頁】
- 4 避難地域の復興実現【6 頁】
- 5 帰還困難区域の復興・再生【8 頁】
- 8 避難地域等の鳥獣被害対策の推進【11 頁】
- 11 避難地域等の復興に向けたインフラ整備等に対する支援【16 頁】
- 12 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【18 頁】
- 13 福島国際研究教育機構の取組の総合的な推進【27 頁】
- 14 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援【29 頁】
- 15 水素先進県の実現に向けた支援【31 頁】
- 18 原子力発電所の安全確保等【36 頁】
- 19 A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応【41 頁】
- 20 除染等の推進【43 頁】
- 21 除去土壌等の県外最終処分に向けた取組の推進【44 頁】
- 22 放射性物質に汚染された廃棄物の処理【45 頁】
- 24 風評払拭・風化防止対策の強化【48 頁】
- 27 福島復興に向けた環境施策の推進【52 頁】
- 29 安心して子どもを生み育てやすい環境の整備【55 頁】
- 36 森林・林業再生のために必要な制度と予算の確保【63 頁】
- 41 地方創生及び人口減少対策の着実な推進【69 頁】
- 42 カーボンニュートラルの実現に向けた取組の加速化【72 頁】

【原子力規制委員会】

- 18 原子力発電所の安全確保等【36 頁】
- 19 A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応【41 頁】

【原子力規制庁】

- 18 原子力発電所の安全確保等【36 頁】
- 19 A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応【41 頁】